

第 59 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 26 年 11 月 28 日 (金) 14:00 ~ 17:05

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 白波瀬 佐和子

(委 員) 黒澤 昌子、津谷 典子

(専 門 委 員) 青山 貴子、鈴木 眞理、矢口 悦子

(審 議 協 力 者) 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

(調 査 実 施 者) 文部科学省生涯学習政策局政策課：出澤教育分析官ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について」

5 議事録

白波瀬部会長 それでは、今から第59回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

今回も前回に引き続き、社会教育調査の変更について審査いたします。

最初に、今回の部会の審議時間についてお知らせいたします。委員・専門委員の皆様にはあらかじめ事務局から御連絡を差し上げておりますが、次回予定しておりました12月22日の部会については諸事情により開催が困難となったことから、審議時間が十分確保できないおそれがあるため、今回の部会の審議時間につきましては、第1回目の部会でお知らせした当初予定の2時間から1時間延長させていただきまして3時間とし、17時まで審議を行うこととさせていただく予定です。長時間となりますが、御協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料について、事務局から御説明をお願いいたします。

宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 資料の御説明を致します。議事次第を御覧ください。

本日の配布資料は、資料1から資料3まで、また、参考というものを付けております。

資料1ですが、前回部会の審議において、委員・専門委員の皆様から出されました意見等に対する文部科学省の回答について、資料1としてお配りしております。

今回は、まず、前回の宿題について、本日お配りした資料1を使って審議いたします。

その後、まだ審議していない論点について、前回の部会で配布しました、資料3-1の審査メモ及び資料3-2の審査メモで示された確認事項に対する回答(文部科学省)を用いて審議いたします。前回の資料をお持ちでない方がおられましたら、事務局にお知らせください。

また、今回の部会の後半では、前回答申における「今後の課題」等への対応状況についても審議をお願いいたしますが、その際には、今回お配りした資料2及び資料3、席上に

配布しております、席上配布資料 1 及び席上配布資料 2 も用いる予定です。

前回部会の議事概要につきましては、既に皆様にお送りして、御確認いただいているものを参考としてお配りしております。

資料についての説明は以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

前回の部会において、皆様から御意見等として出された事項に対する回答について、審議を行いたいと思います。

まず本日お配りしている資料 1 の 1 ページの「ア 社会教育行政調査票等」の「(ア) 教育委員会事務局の社会教育関係職員数」から 2 ページの「(カ) 指導者研修」までにつきまして、文部科学省から説明をお願いいたします。

出澤文部科学省政策課教育分析官 よろしくをお願いいたします。

本日の配布資料、資料 1 の 1 ページ目からですが、それに基づいて、御説明申し上げます。

1 の (2) アの「(ア) 教育委員会事務局の社会教育関係職員数」です。

指摘事項では、課長欄の内数として、社会教育主事があり、またその隣に社会教育主事数がある。そこが混乱しないかという御指摘です。

回答と致しまして、教育委員会事務局職員のうち社会教育主事数を把握する調査項目について、御指摘を踏まえ、社会教育主事欄に計上する社会教育主事には、課長欄の内数として記載する社会教育主事を除く旨を、調査項目の脚注、手引等で説明することとする。

現在の脚注案としては、「社会教育主事欄には、課長欄の内数として記載する社会教育主事数を含まない」というものを考えております。

続きまして「(オ) 情報提供方法」です。

御指摘いただいた事項は、「機関紙(パンフレット)等」に変更するという案に対して、ポスター・パンフレットは併記の方がよろしいのではないかという御指摘でした。

回答と致しまして、「機関紙(パンフレット)等」とする変更案については、御指摘を踏まえ、選択肢の表現を「機関紙、ポスター、パンフレット等」に改めることとする。また、社会教育行政調査票以外の全ての調査票において、現状、「機関紙(パンフレット)等」となっているが、これらを含めて、「機関紙、ポスター、パンフレット等」に表現を統一することとします。

「情報ネットワーク」とする変更案については、御指摘を踏まえ、社会教育行政調査票の選択肢に具体例を示し、「情報ネットワーク(ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア)」と表現を改めたいと考えております。なお、社会教育行政調査票以外の調査票においては、「情報ネットワーク」を選択した場合に、その内訳として、「ホームページ」、「メールマガジン」、「ソーシャルメディア」を更に選択させる変更案としていたため、これらの調査票については、当初変更案どおり、「情報ネットワーク」とした

いと考えております。

次が「(カ)指導者研修」です。

こちらは3区分を1区分にまとめる、それで大丈夫なのかという御指摘です。

回答ですが、当該項目は社会教育法上定められている指導者に対する研修の実施状況を確認するためのものであり、同法の条文に基づいた区分で調査してきたところであるが、実態としては、指導者の養成という観点からは、研修内容に大きな違いがない場合もあるため、対象者を分けずに研修を実施している状況がある。また、そのような実態を踏まえ、34都道府県から、当該3区分の統合について要望があったところであり、報告者負担軽減の観点からも、当該区分を削除したいと考えております。

なお、指導者研修の実施件数及び参加者数は、全体数については、国や地方公共団体において、社会教育関係指導者の養成事業等の企画立案に際して、基礎データとして活用されているが、対象者別の数については、上記のような実態があることから、活用されることが少なくなってきている状況であるということです。

参考としまして、3ページの上の方に、表形式になっておりますが、教育委員会における指導者研修の実施状況、その下に同じような区分を用いている、生涯学習センターの数も参考として付けさせていただきました。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明につきまして、御意見、御質問のある方は、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

矢口専門委員、どうぞ。

矢口専門委員 最後に御回答のありました、研修の件なのですが、参考として挙げていただきました調査結果を見ましても、明らかに数値が違っていることに、非常に大きな意味があるような気が致しまして、あえてこれを一緒にしてしまうということは、やはりいかがなものかという印象を持っております。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

鈴木専門委員、どうぞ。

鈴木専門委員

ほぼ同じようなことなのですが、そのような実態を踏まえ、34都道府県から区分をなくした方が良いという意見があったとのことですが、これはどのようにして聴取しているのですか。これは統合した方が良いと言え、良いですということになると思います。

白波瀬部会長 どのような質問をされたのか、御回答いただけますか。

出澤文部科学省政策課教育分析官 この事項に特定して意見を伺うというよりも、意見交換という形で、要望等がある場合を聞いている中の1つとして出てきているということです。

白波瀬部会長 ここの説明では、全てが、都道府県について、こういう形で一緒にして

もよいかということ聞いたかのような説明になってくるのですが、そういうやり方ではなかったということですか。

出澤文部科学省政策課教育分析官 一般的に毎年度、都道府県の統計担当の方と意見交換をする場もありますし、また、地区別に説明会等がありますので、その場での意見や、そういうもろもろの機会を通じて、日々実施している統計調査についての御意見を伺っております。

白波瀬部会長 いかがでしょうか。

鈴木専門委員 この間、社会教育においては、行政が担っている社会教育の地位が低下してきているわけです。それが如実に表れているわけです。研修自体も少なくなっている。有志指導者とは、民間の人たち、例えば婦人会、PTAなどそういう活動のリーダー的な人たちへの研修ですから、少し性格が違うといえば、違うわけです。少しというか、かなり違うわけです。それが少なくなってきた、このままいけば、これは何年かやると消えてしまう。そういう状況をどう考えるかという意味でも、取っておけば、取っておいた方がよい。優先順位の問題だと思うのですが、取っておけば、取っておいた方がよいということで、最後までいって、これが加えられれば加えておいた方がよいとも思います。

白波瀬部会長 いかがですか。

林文部科学省政策課調査統計企画室専門官 私どもとしては、これが実態を正しく反映した数字となっているということであれば、引き続き取っていく意味も当然あると考えております。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、実態として、区分ごとに研修を実施していない。そのために、都道府県などにおいて、研修の全体の数や研修の全体の参加者数を把握し、これを案分しているという実態があるということで、そういった実態を踏まえて、34の都道府県からも、厳密な区分ごとの調査が難しいということで、要望も頂いているところです。したがって、案分して計算しているということで、どこまでこの数字が正しく実態を反映しているのかということもありますので、正確性を担保するという観点からも、私どもとしては、この際、統合した方がよろしいのではないかと考えているところでございます。

白波瀬部会長 今日はやるものがたくさんあるので、ここでつまずきたくないのですが、説明の仕方としまして、十分説得的でないと思います。過去、ここはデータとして、平成16年度から3年おきにといい形で、別々に対象を区分した数字を出されていて、この数字を出すこと自体に、非常に手間が掛かって大変だという要望が実際にあって、それに対応して、記入負担、報告者負担の軽減という観点から改善が求められている。このような説明だと、納得しやすいというか、理解しやすいようなところもあると思います。

でも、結論として落ち着くところはあまり変わらないと思います。傾向としては、どれも大体同じなので、例えば行政職員対象のところだけ下がっていて、ほかが上がっている中で、違った動きがあるので確かに傾向が同じだというのは少々乱暴ですが、一応過去3回から見ると、動きとしては同じであろう。記入者負担についても、別々にというよりも、

まとめて報告してもらおうというのが、負担軽減につながる、という流れだと解釈しました。
津谷委員、どうぞ。

津谷委員 部会長のおっしゃることに、私も基本的に賛成です。確かにこれを見るとトレンドがあり、有志指導者対象が一番多くなっています。ただ、先ほどの文部科学省の御説明の意味は何かというと、研修には行政職員だけを対象にしたものもあるし、有志指導者に対象を絞ったものもあるけれども、有志だろうが、施設職員だろうが、行政職員だろうが、全ての対象者を集めて1回で行っているものもある。この場合、全ての人が対象というわけにはいかず、対象者の種類別に報告しなければならないので、参加者に行政職員か、施設職員か、有志指導者かをいちいち聞いて、その情報をもとに案分しなければならない。つまり、実際は研修は1回なのだけれども、参加者たちがどのような人なのかによって、種類別に人数を案分しているということであろうと思います。案分というとききちんとした推計をしているように聞こえますが、恐らくそうではなくて、比較的粗く分けているのではないかと推察します。全ての研修が同じ種類の対象者を対象に行っているのであれば、この情報を取る意味があると思うのですが、そうではなくて、1回の研修に違った種類の参加者がいて、そのときにその人たちが誰であるのかを記録に残しておいて、後でその情報をもとに人数を割り振っている場合が多いのではないのでしょうか。そうであるとすると、例えば参加者の半分が有志指導者の場合、有志指導者対象の研修は0.5回というように計算しているのでしょうか。研修実施回数をどのように計算しているのでしょうか。

ですので、文部科学省の説明の要点は何かというと、研修は全て一つの種類の参加者を対象としたものとは限らないし、また、都道府県によっても事情は異なるし、さらに研修が実施された状況によっても違うので、この質問に回答するのは大変だということであろうと思います。また、せっかく苦労して回答しても本当の実態を反映していない可能性もあります。研修を0.3回実施するということは現実にはあり得ないわけですが、案分するということは、恐らくこのような不自然な回答が起こってくると思います。

私も、件数と参加者の全体を100としたときに、バランスをどう取るのかと思って見ておりました。全く同じではありません。ただ、トレンドはほぼ似ています。ですので、毎回変えたり、また元に戻したりすることは大変ですが、要は何かというと、実施件数の減り方と参加者数の減少をみて、平成16年の3つに分けたウェートを使って荷重すれば、トレンドは大体同じですから、恐らく大丈夫ではないかと思えます。もちろん研修を参加者の種類別に行っているものならこの質問は意味があると思うのですが、この数値自体が余り実態を反映していないということならば、報告者負担だけではなく、統計としての意味合いを考えなくてはいけなくなってきました。そういう意味でも、全体の参加者数と実施件数のトレンドをみて、もし必要になったら、何らかの形でウェートを、情報がある年次をもとに計算して、参加者の種類別の数値を出さなければならない場合には、出すことにしても差し支えないのではないかと思います。

すみません、長くなりました。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

何かありますか。

出澤文部科学省政策課教育分析官 正確性の観点から申し上げますと、先ほど案分という言葉を使いましたが、例えば参加者の構成員を把握している場合は、実施件数をそれで案分してという形で、実施件数のところに多少の誤差が出てきていることもありますし、大部分がある1か所のところの人であれば、参加者数もそちらの方に入れてしまうという形になります。そのようなことが生じてきております。

それから、実態がどんな割合か。個別に行っているものがどれぐらいで、一緒に行っているケースはどのようなもので、どれぐらいかということは、そこまでは把握していません。

以上です。

白波瀬部会長 本当はそこまで把握していただいて、説明もあると良いのですが、とりあえず現時点では、状況、実態を反映させまして、この御提案の方向で進めていただくということで、いかがでしょうか。

鈴木専門委員、どうぞ。

鈴木専門委員 それで良いと思うのですが、考えておかなければいけないことは、この行政職員対象というものと、施設職員対象というものは、公務員である行政職員対象の研修です。右の方の有志指導者というものは、民間の団体が対象です。それは性格が全く違うのだということを、きちんと認識しておかなければいけないということです。そういうことを前提に処理をしなければ、おかしな話になるということです。

それと、実際に私どももそういう研修に出たことが何度もあるわけですが、そういう研修は、人数、名前をきちんと把握していますので、取ろうと思えば、取れるが、そんなことをやれと言っているわけではないのです。それは案分などをしなくても良いし、社会教育主事等研修といって、施設の職員などにも声を掛ける形になっていますから、それは主たる対象がどこかということで取れば、それで良いだけの話で、主催者側がどこを狙って行っているかということは分かるわけですから、それはできないわけではないと思います。ただ、これまでの傾向を見て、データを押さえることができるということで、この案でいけば良いのだらうと思います。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、御提案どおり、全体をまとめてということで御了承いただいたということで、進めさせていただきます。

次に資料1の3ページの「イ 公民館調査票等」の「(ア)指定管理の相手先」及び「(ウ)職員に対する研修の実施の有無」について、文部科学省から説明をお願いいたします。

出澤文部科学省政策課教育分析官 それでは、本日の資料1の3ページからです。イの(ア)の地縁による団体の関係の回答を申し上げます。調査結果の時系列比較を容易なものとするため、御指摘を踏まえ、地方公共団体を指定の選択肢は残し、地縁による団体を

指定の選択肢を新たに追加したいと考えております。

なお、社会体育施設の指定管理の相手先のうち、その他を指定に含まれる指定管理先については、本調査においては内訳を把握していないため不明であるが、総務省等が別途実施している調査によれば、施設の定義等が同一ではないものの、地縁による団体も一定程度含まれていることが分かるということです。

下に参考として、出典元を書いております。別紙1、別紙2でございます。

ページでいきますと、6ページ、7ページが別紙1です。大まかなポイントだけ申し上げますが、こちらの方は、縦の項の列では、レクリエーション・スポーツ施設、4番に文教施設という形になっています。横の列の項で、5番で地縁による団体となっています。表は1が都道府県、2が指定都市、7ページの3番が市町村、4番が全体ということです。それぞれ多少ですが、地縁による団体があります。そういう資料です。

最後の8ページです。もう一つの資料ですが、こちらの方は、縦軸が施設種、横軸が中ほどに自治会・町内会があります。上から7個目ぐらいに公民館がありますが、ここは非常に率が高い割合になっています。そのほか、関係するところとして、その他社会教育・文化施設、中ほど下の体育館、プール、競技場、その他があります。

ちなみに、この表は、欄外の注にあります。300施設以上のもののみを表示しております。区分自体は50区分あります。そのうちから300施設以上の24区分を拾ってみたところ、こういう数値になっているということです。いずれにせよ、公民館以外の地縁関係はこの程度あるということです。

3ページの「(ウ)職員に対する研修の実施の有無」です。

回答は4ページになりますが、御指摘を踏まえ「民間(社会教育関係団体、企業を含む)」を「民間(企業等)」に改め、別途、「社会教育に関係する団体」を選択肢として追加したいと考えています。「社会教育に関係する団体」の選択肢には、法人であると否とを問わず、社会教育に関する事業を行うことを主な目的とする団体が実施する研修を、「民間(企業等)」の選択肢には企業等の営利団体が実施する研修を、それぞれ想定しております。

なお、社会教育法に定める社会教育関係団体は、公の支配に属しないという限定がありますが、「社会教育に関係する団体」については、本調査の利活用を考えた場合、社会教育法のように、そこまで厳密に限定する必要はなく、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体で行われる研修への参加状況を広く把握する趣旨から、「社会教育に関係する団体」としております。

選択肢の内容については、手引等において説明したいと考えております。

参考で、社会教育法第10条を掲げています。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございました。

ただ今の御説明について、御意見や御質問のある方は御発言ください。よろしいでしょ

うか。

それでは、御了解いただいたものと致します。

次に資料1の4ページ「(キ)ボランティアに対する研修の有無」及び「(ケ)託児サービスを実施した諸集会」について、文部科学省から説明をお願いいたします。

出澤文部科学省政策課教育分析官 4ページの中ほど下(キ)です。こちらの方は、御指摘を踏まえまして、今回の改正を行わないことにしたいと思います。

「(ケ)託児サービスを実施した諸集会」の関係ですが、回答は5ページになりますが、同様に御指摘を踏まえ、改正を行わないことにしたいと思います。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。全面的にこちらの意見を反映していただいたということです。ありがとうございます。

それでは、以上につきまして、御了解いただいたものとさせていただきます。

なお、前回の部会で配布しました、資料3-1の審査メモの29ページの「(ク)利用状況」については、前回の部会審議において、特に御意見がありませんでしたので、念のため、確認させていただければと思います。

資料3-1、審査メモの29ページの「(ク)利用状況」に関しては、青少年団体、高齢者団体などの団体利用の区分の定義が明確になっているか否かについて、確認事項が付されており、これに対して、資料3-2の「審査メモで示された確認事項に対する回答」の3ページでは、利用団体が施設の利用申込みの際、その団体の主たる活動目的や主要な構成員を考慮して選択しており、その記入に基づき、施設が判断しているとのことでした。

これにつきまして、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

それでは、この件につきまして、特に御意見がないようですので、御了承いただいたものと致します。

それでは、前回に引き続き、調査計画の変更について審議を行います。

前回の部会で配布しました、資料3-1の審査メモの32ページ「(コ)情報提供方法」から34ページ「(サ)運営状況に関する評価の実施状況」までについて、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 御説明させていただきます。

審査メモの32ページを御覧いただければと思います。「イ 公民館調査票等」の「(コ)情報提供方法」に関する調査項目についてです。

この項目におきまして、一般の人々に対して行っている情報提供の方法の把握に当たり、従前は「情報システムネットワーク」を選択した場合の補問として、施設独自のホームページ開設の有無のみを把握しておりましたが、この補問をより詳細にし、選択肢として、「ホームページ」のほか、「メールマガジン」及び「ソーシャルメディア」を追加することとしております。

また、当該調査項目の選択肢として、「学習相談事業」を追加することも計画されております。

このうち「 ）「情報（システム）ネットワーク」を選択した場合の補問の詳細化」についてですが、内閣府が平成24年に実施した生涯学習に関する世論調査の結果によれば、生涯学習の情報をどこから得たいと思うかという問いに対しまして、34.3%の者が情報端末やインターネットと回答しておりまして、他方、1年間に生涯学習をしたことがない者が、生涯学習をしていない理由としては、必要な情報がなかなか入手できないことを9.5%の者が掲げているという状況がみられるところです。

このような状況を踏まえ、本調査項目におきまして、「情報システムネットワーク」を選択した場合、その補問において、「ホームページ」のみならず、「メールマガジン」や「ソーシャルメディア」により情報提供を行っているケースも把握するため、選択肢を追加するものです。これにより得られるデータは、社会教育施設における情報通信技術を活用した、より積極的な情報発信を促進するための施策の検討・立案の上で、有用なものであろうと判断されることから、私どもとしては、適当と考えております。

一方「 ）選択肢への「学習相談事業」の追加」につきましましては、社会教育施設からの情報提供を単なる広報としてだけでなく、学習機会の提供として積極的に捉える観点から、調査項目の選択肢に「学習相談事業」を追加するものです。

学習相談事業とは、審査メモの33ページの下に注書きとして記載しておりますが、学習者や学習希望者の学習を支援する情報や、そのほか、学習計画作成支援、学習成果の活用機会の紹介など行うものです。

これについては、公民館等における地域の学習ニーズに応じた積極的な情報提供について、中央教育審議会における今後の議論に資するデータであると考えられることから、私どもと致しましては、おおむね適当と判断しておりますが、若干何点か確認することが必要ではないかと考えております。

具体には、33ページの下「確認事項」に記載しておりますとおり、2点ございまして、1点目は、公民館調査票、博物館調査票及び女性教育施設調査票の3票につきましましては、選択肢への「学習相談事業」の追加を行うということですが、その他の調査票については、変更を行わないということで、行うものと行わないものと、取扱いが異なっているということで、その辺りの考え方の違いは、どのようなことかということが1点目です。

2点目と致しましては、女性教育施設調査票において、各種事業という調査項目があるのですが、その中に「相談事業」の実施件数や参加者数を把握しているものがあるのですが、ここで言う「相談事業」は、「学習相談事業」と同じものなのか、異なるものなのか。把握する事業の重複、あるいは事業が異なるものであるとしても、報告者にとって紛れが生じるおそれはないのかということです。

続きまして、審査メモの34ページを御覧いただければと思います。「（サ）運営状況に関する評価の実施状況」に関する調査項目についてです。

今回、公民館調査票等におきましては、調査対象施設における前年度の運営状況に関する自己評価及び外部評価の実施の有無並びにこれらの評価の結果の公表の有無を把握する調査項目を新設することとしております。

公民館につきましては、社会教育法等の一部を改正する法律によりまして、運営状況に関する評価、運営の状況に関する情報の積極的な提供に努めなければならないこととされました。また、図書館及び博物館につきましても、それぞれ図書館法及び博物館法という法律におきまして、同様の改正が行われ、運営状況に関する評価等に努めることとされたところです。

本件変更は、これらのことを踏まえ、自己評価、外部評価別の運営状況に関する評価の実施の有無及びそれらの評価結果の公表の有無を把握するため、調査項目を新設するものです。

これにつきましては、本調査項目により得られる評価の実施状況等に関するデータは、今後の公民館等の運営能力の向上のより一層の推進に資するものとなるであろうと認められることから、おおむね適当と判断しておりますが、1点だけ確認することが必要ではないかと考えております。

具体には、34ページの下「確認事項」の記載のとおり、関係法令上、運営状況に関する評価等の実施について、法的に努力義務が課せられている公民館、図書館及び博物館、こういったもの以外の施設、例えば青少年教育施設、女性教育施設等ですが、そういったものについても、運営状況に関する評価等の実施状況を把握する理由は、どのようなことなのかということです。

私からの説明は以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から、審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

出澤文部科学省政策課教育分析官 それでは、前回配布資料の資料3-2の3ページの下、ここは見出しだけですが「(コ)情報提供方法」の「学習相談事業」の追加の件です。

具体の回答は4ページになります。学習相談事業とは、例えば指導者や学習者からの学習内容・学習計画・学習方法に関する相談に助言したり、これから学習を希望する者に対して、学習できる場所や資格取得の案内をするような活動でありまして、変更対象の3施設以外の施設のうち、図書館、青少年教育施設、体育施設、文化会館については、各施設の性質上、情報提供の方法として、学習相談への対応が想定されにくいのではないかと考えています。また、生涯学習センターについては、既に学習相談に係る調査項目があるため、対象としていません。

女性教育施設が実施する相談事業ですが、こちらの内容は、利用者個人から家庭教育や介護など、生活上の相談に対応するものでありまして、学習相談事業とは異なるものです。このことについては、記入の手引等において、紛れが生じないように説明したいと考えて

おります。

2点目「(サ)運営状況に関する評価の実施状況」です。公民館、図書館及び博物館以外の施設については、法令上の義務付け等があるわけではありませんが、社会教育法第2条に規定する社会教育の定義は、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動とされていることから、これらの施設も社会教育施設、同じグルーピングになります。また、各々が実施する事業の内容について、対外的な説明を求められる社会情勢の中で、自主的に説明責任を果たそうとしている施設がどの程度あるかを見るため、公民館、図書館、博物館と同様に把握する必要があると考えております。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは「(コ)情報提供方法」と「(サ)運営状況に関する評価の実施状況」までにつきまして、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

津谷委員、お願いします。

津谷委員 「イ 公民館調査票等」の「(コ)情報提供方法」の「情報ネットワーク」について、更にこれをどのような方法で行っているかということについてですが、従来の「ホームページ」に加えて、「メールマガジン」と「ソーシャルメディア」を付け加えたという変更ですが、変更自体は良いかと思うのですが、これには当然複数回答が出てきます。調査票にスペースがありますので、ここでは括弧に入れて、「複数回答可」若しくは「当てはまるもの全てに丸」と注記しておいた方が良いのではないのでしょうか。これら3つの情報提供方法を全て行っているところが結構あるのではないかと思いますので、ここはどれか1つ主なものを選べということではないと思いますので、その点を明確になさった方が、回答者が迷うことが少ないと思います。

白波瀬部会長 今の津谷委員の御意見は、(4)のところに「複数回答可」と書いてあります。

津谷委員 それは1～7の複数回答です。

白波瀬部会長 それを重複して入れた方が良いという、そういう御意見ですか。

津谷委員 はい。a、b、cというと、どれかを選べという感じがしませんか。

白波瀬部会長 私は分かりません。

津谷委員 一番良い方法は、「ホームページ」、「メールマガジン」、「ソーシャルメディア」の有無をマトリックスにして、それぞれについて、あるかないかに丸を付けさせたら、一番はっきりします。調査票の場所がないかもしれないですが。

白波瀬部会長 そうですね。

津谷委員 ただ、ここは結構スペースがあるので、aの「ホームページ」のある、なし、bの「メールマガジン」のある、なし、そしてcの「ソーシャルメディア」ある、なしとやると、これは確実です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

津谷委員 私自身の体験ですが、回答者は、最初に一度注意書きを読んでも、後の質問に答えるときには必ずしも覚えていらっしやらない場合が多いように感じます。細かいことですみません。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

あと、何かありましたね。津谷委員、もう一つありましたね。もう終わりですか。

津谷委員 他の事項に関する質問なので、今は結構です。

白波瀬部会長 分かりました。

矢口専門委員、お願いいたします。

矢口専門委員 同じところで、新しく加える「学習相談事業」についてなのですが、一つは「学習相談」と言われれば、窓口での対応や、問い合わせへの対応、こちらへということに対して、メールで聞いたといったことも含めていくような気がするのですが、「学習相談事業」と言われてしまうと、独自の事業があるような印象があって、これは「学習相談」では駄目なのだろうかということですよ。

それと関わりまして、女性教育施設の紛れはすごく生じるような気がしますので、その意味でも、「学習相談」とすれば、女性教育施設が行っている「相談事業」と区別が付きやすいというのが一つです。

同じところで、もう一点聞いてもよろしいですか。

白波瀬部会長 はい。

矢口専門委員 今、少し申し上げたのですが、例えばホームページに情報が載っていて、今、どのようなところでも、必ずお問合せ先あるいはインフォというものが入っています。そこに電話番号があって、そこに電話をかけて、受けたとなれば、それは学習相談になるのか、それとも情報ネットワークの利用になるのか、記入する側で迷ってしまうと思います。

女性センターで、小さなカードによる情報提供が盛んに行われていまして、子供110番のようなものなのですが、役所のトイレや、女性だけが行くようなところに、こんな小さなものが置いてあります。それはパンフレット等になるのか、それともその他になるのか、迷うということですよ。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

津谷委員、どうぞ。

津谷委員 これに関係して、先ほどの御指摘は、確かにそうだと思いますが、複数回答可ですから、そこまで把握することにしてしまうと、大変なことになるのではないかと、個人的には思います。

私が申し上げたかったことは、女性教育施設の「相談事業」と「学習相談事業」が混同されるのではないかとということですよ。確かに、「学習相談事業」というと、とても大それたことに聞こえるので、もう少しカジュアルに、ここは「学習相談」としたらということ

については、私も賛成です。

「相談事業」等については「手引等において紛れが生じないように説明する」ということですが、「『相談事業』は、利用者個人から家庭教育や介護など」についてのことであるとなっており、ここでもまた「教育」という言葉が出ています。ここでいう「家庭教育」とは、子供のしつけのことですか。

林文部科学省政策課調査統計企画室専門官 はい。

津谷委員 社会教育、家庭教育、教育事業など、教育というと学校教育を指しているような感じがするのですが、ここでいう教育はそうではなく、子供のしつけその他の子育ての悩みなどを指すということですので、ここではできる限り「教育」という表現を使わない工夫をしてはいかがでしょうか。このことは手引に書くわけですが、スペースはありますので、そのような趣旨の説明をなされれば、このすみ分けが非常にはっきりすると思います。感想です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

矢口専門委員、関連してですね。

矢口専門委員 全く同じところに関してですが、一般的に女性教育施設の全国のいろいろなところを調べてみますと、相談事業のトップには、「家庭内暴力」、「ハラスメント」、「離婚」などといった文言が挙がってきます。あえて「家庭教育」というよりは、むしろそちらの方が大きいのではないかと思いますので、そちらを入れた方が、紛れは生じないのではないかと思います。

白波瀬部会長 どうぞ。

黒澤委員 これは別の角度から、図書館では、学習相談事業みたいなものを行っているところはないのですか。

先日、事業を始めたいという人が中心だったのですが、テレビで、そういった人に対して、かなりいろいろな情報を提供しているという事例がありました。なので、図書館を除外するという構わないのかということについても、お願いします。

白波瀬部会長 たくさん出ましたが、いかがでしょうか。

出澤文部科学省政策課教育分析官 大分御指摘いただきました。

まず選択肢の5つの方は、おっしゃるとおり、表現は考えますが、入れさせていただきたいと思います。

次に「相談事業」あるいは「学習相談事業」、「事業」という言葉ですが、この調査自体は、教育委員会や、それぞれの施設を対象に調査するものですので、ここでは一般の方向けではございませんので、「事業」という言葉はこのままにさせていただければありがたいと思います。

それから、家庭教育の「教育」という言葉がきついのではないかとということですが、生涯学習に対応する教育の中の3つのカテゴリーとして、従前から、「学校教育」、「家庭教育」、「社会教育」という言葉を用いたわけですが、一般の方々を対象にした手引では

ありませんが、おっしゃる趣旨は分かりますので、「教育」という、硬いというか、身構えるような言葉にならないようなものを考えてみたいと思います。

あと、図書館の方ですが、最近、これは多く用いていますけれども、それぞれの入口辺りに、どのような本がどこにありますなど、事業の一環として、案内する人を置いているところもありますので、いわゆる組織的なものをイメージして仕上げようとしていますので、そういった意味では、図書館は対象から外している、そのような考え方です。

お答えが漏れているところがあるかもしれませんが、以上です。

白波瀬部会長 大きくはということで、最初の複数回答については、御対応いただく。

教育というものは、それぞれの分野で、既にカテゴリされたものがどうもあるらしいので、少なくとも手引等で分かりやすく、混乱がないようなページを明示化していただきたいと思います。

3点目の図書館における学習相談事業なのですが、図書館自体の社会的な役割が、今、大きくなろうとしていると思います。その中で、子供たちの学習相談のこういう事業をしようなど、いろいろな試みがあるときに、それを統計で取れないということになると、少し残念というか、今まではこうだったので外しますというリスクが、少し高いという気もするのですが、その辺りはどうでしょうか。

出澤文部科学省政策課教育分析官 すみません。次回、御説明します。

白波瀬部会長 御検討をお願いします。

出澤文部科学省政策課教育分析官 はい。

白波瀬部会長 そのほかによろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、次回、御検討をお願いするというので、次に進みたいと思います。

審査メモの37ページ「(シ)耐震診断の実施状況」について、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、御説明させていただきます。

審査メモの37ページを御覧いただければと思います。「イ 公民館調査票等」の中で「(シ)耐震診断の実施状況」ということで、調査対象施設における耐震診断の実施状況、地方公共団体による避難所としての指定の有無を把握する調査項目を、今回、新設することとしております。

公民館につきましては、東日本大震災の発生を契機に、避難所としての機能が再認識されてきている一方、公民館の中には、昭和56年の耐震基準の改正により、現行の厳しい耐震基準が策定される以前に建築され、必ずしも十分な耐震性を有していないものも相当数あるものと考えられることから、建築棟数における耐震診断の実施棟数や、地方公共団体による避難所としての指定の有無を把握するため、調査項目を新設するものです。

これにつきましては、本調査項目により得られる公民館の耐震性に関するデータは、今

後の公民館の耐震性向上のための支援方策の検討に資するものであろうということで、おおむね適当と判断しておりますが、若干何点か確認することが必要と考えております。

具体には、37ページ下の「確認事項」に記載のとおり、2点ございまして、1点目が耐震診断の実施時期を把握する必要はないかということ、2点目は、耐震性なしと診断された施設について、耐震改修の実施の有無を把握する必要はないかということです。

私からの説明は以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から、審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

出澤文部科学省政策課教育分析官 資料3 - 2の4ページの下です。「(シ)耐震診断の実施状況」です。

1点目の耐震基準改正後に耐震診断を行った場合は、実施時期にかかわらず、その効果はほぼ同じであるため、診断実施時期までを把握する必要はないと考えております。

5ページの上ですが、耐震性なしと判断され、耐震改修を実施した施設は、便宜上、耐震性ありと回答することと整理していますので、耐震改修の実施の有無を把握する必要はないと考えています。これらについては、手引等において、明確に説明したいと考えております。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

「(シ)耐震診断の実施状況」について、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

矢口専門委員、お願いします。

矢口専門委員 よく分からなかったのですが、屋外運動施設、体育館、女性教育施設、青少年教育施設は、避難所になる可能性があるのではないかと思います。今回、対象とする必要はないのでしょうか。

白波瀬部会長 いかがでしょうか。

今の御質問の確認なのですが、特定の施設ということもあるのですが、多分、文部科学省の御返答は、もう少しマクロな、制度的なところで、その情報は必要がないという御回答のような気がします。

どうぞ。

出澤文部科学省政策課教育分析官 耐震性を確認すること、担保することは、非常に重要だと思っています。ただ、社会教育調査でマクロに捉える場合、そこまでこの調査で把握する必要があるのかどうかといったところ、例えば1か所の施設でも、複数の建物があります。それは建物ごとに判定が違ふことや、あるいは実施したか否かも、それは予算の都合もありますから、ずれてきます。いずれにせよ、社会教育調査においては、このところ、一番幹となる、キーとなるところを押さえれば、それで役割というか、使命は達せ

られるという気がしております。

白波瀬部会長 いかがですか。

林文部科学省政策課調査統計企画室専門官 1点補足させていただきますが、避難所としての機能ということになりますと、公民館は、おおむね中学校区単位で設置されているということもありまして、何か災害が起こったときに、地域の方々が身近に直ちに駆けつけられる施設というと、やはり公民館になるということで、公民館をまず調査させていただきたいと考えております。

白波瀬部会長 矢口専門委員、どうですか。

矢口専門委員 身近で避難となれば、より一層、体育館はあるだろうと思ったのと、女性教育施設は、直接ではないけれども、後方の役割を先だって3.11でも果たしました。それから、青少年教育施設は、割と山深いところにあたりするのですが、地震や何やらがあった場合には、駆け込める場として、有効な施設なのではないかと、3施設については考えていたので、別途それらを把握されるので、必要ないというお答えだと思って質問したまでです。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

津谷委員、どうぞ。

津谷委員 私の理解が正しいか確かめたいと思うのですが、先ほどの矢口専門委員からの御意見は、審査メモの37ページのタイトルには「公民館調査票等」と書いてあるので、新旧対照表の の5ページを見ると、実際にこれは公民館調査票なのですが、「等」と書いてあるので、公民館調査票以外で耐震診断の実施状況についての質問をなさる予定はあるのかということでしょうか。

白波瀬部会長 いかがでしょうか。

津谷委員 様々な調査票があるので、今、一つずつチェックしているのですが、この質問がされているのは公民館調査票だけですか。

林文部科学省政策課調査統計企画室専門官 失礼いたしました。「等」となっておりますが、今回の調査は、公民館のみを予定しております。

津谷委員 分かりました。

先ほどの矢口専門委員の御意見では、体育館などは避難場所としてよく使われており、この間の東日本大震災でも使われているのに、体育館には耐震構造がないものがあるのではないかとということではないかと思えます。私も、このような話は震災当時よく聞きましたし、公民館以外でも、避難場所の対象になる施設はあるように思えますので、公民館以外の施設について、この質問をしなくて構わないのでしょうか。した方がよろしいのではないかと専門委員からの御指摘であったと、私は理解をしましたが、先ほどの文部科学省のお答えは、ひとまず公民館だけを対象として実施してみたいということでしょうか。私個人の意見ですが、調査票にスペースがあるのなら、これは新設の質問ですので、どうせやるなら後回しにしないで、思い切って実施した方が良いのではないかと思えます。た

だ、この質問を加えることで、調査票の長さが1ページ長くなってしまうということなら困りますが、そうでなければ、おやりになった方がよろしいのではないですか。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。どうぞ。

出澤文部科学省政策課教育分析官 おっしゃられる趣旨は分かりますので、これも次回まとめて御説明いたします。

白波瀬部会長 避難所になるかどうかではなくて、子供たちやお母さんたちもたくさん集まる場所ですので、その安全確保という点から、非常に重要な統計情報だと私も考えますので、御検討方、よろしく願いいたします。

どうぞ。

鈴木専門委員 あえて発言しておいた方が良くと思います。これを把握するのでしたら、先ほどの指導者研修の方も、きちんと把握した方が良くと思います。この調査の趣旨からいけば、そちらの方が重要なことであることは、間違いない。国土交通省などの方で把握すれば良いことでもあると思いますので、順番というか、優先順位を付けることも必要だと思います。報告者の負担増になれば、どちらの負担をしていただくことが重要かということを考えていただいた方が良くと思います。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

御検討していただくときに、別のデータで明らかになる、これについては分かるということであれば、それを御提示していただければ良いわけで、今、鈴木専門委員もおっしゃいましたように、全てのことを入れ込むことが難しいということは、皆承知しているところだと思うのですが、ここにだけ入れて、そこは入れないということになると、なかなか説明も難しくなりますし、そこは津谷委員もおっしゃったように、入れるということであれば、ページが2ページ目ですので、確かに難しいところはありますが、積極的に御検討いただければ良いと思います。ほかのデータも検討していただいて、よろしく願いいたします。

金子調査官、どうぞ。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 この件で、あわせて、次回の御回答で結構ですが、確認させていただきたいことがあります。文部科学省社会教育課が、平成25年4月1日現在ということで、公民館耐震化状況調査票という調査票を配って、これは多分行政報告だと思いますが、公民館について調査を行っております。この社会教育課の調査と、こちらの社会教育調査の耐震化関係の調査事項の関係と申しますか、位置付けと申しますか、その辺りはどのようなことになると理解すればよろしいのかということ、1点確認させていただきたいと思います。

白波瀬部会長 どうぞ。

出澤文部科学省政策課教育分析官 多分業務調査というか、統計以外だと思いますが、次回、説明させていただきます。

白波瀬部会長 その辺りも整理して、よろしく願いいたします。

それでは、審査メモの39ページ「ウ 図書館調査票」について、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、御説明させていただきます。

審査メモ39ページ「ウ 図書館調査票」の中で「資料の状況」ですが、この調査項目におきまして、従来は、図書の日本10進分類等別冊数について、図書の総冊数に占める比率という形で把握していたものを、今回、冊数を把握するように改めることとしております。

また、本項目におきまして、録音図書等の保有数の区分に「大活字本」を追加するとともに、利用可能な電子書籍の冊数を把握するための項目を追加することも計画しております。

このうち「 ）図書の日本10進分類等別冊数の把握方法の変更」につきましては、報告者である都道府県等からも、日本10進分類等別冊数の構成比よりも、冊数を記入する方が、報告が容易であるといった意見が寄せられていることを踏まえて、今回、冊数を把握することに改めるものです。

これにつきましては、負担軽減という観点から、適当と考えております。

審査メモの40ページに入っておりますが、録音図書等の保有数に係る区分として、「大活字本」を追加するという部分ですが、障害者や高齢者への対応状況を把握するため、録音図書等の保有数に係る区分として、従来の「録音図書」及び「点字図書等」に加え、「大活字本」を追加するものです。

これにつきましても、図書館における大活字本の整備など、きめ細かなサービスへのニーズが高まってきているということで、これに伴い、こうした整備に取り組む図書館も増えてきていると考えられることから、追加するということであり、この項目により得られる大活字本の整備状況に関するデータは、障害者や高齢者が図書にアクセスできる環境の整備方策に関する今後の検討に資するものになるであろうということで、適当と考えております。

「 ）「利用可能な電子書籍の冊数（冊）」の新規把握」につきましては、近年の情報通信技術の進展により、電子書籍の出版が増えてきていることに伴い、電子書籍の貸出し等に取り組む図書館も増加してきていることから、電子書籍の整備状況を把握するために追加するものです。

これにつきましては、図書館における電子書籍の整備への支援方策の検討に資するものであるということで、おおむね適当と判断しておりますが、1点確認する必要があると考えております。

これが40ページ一番下の「確認事項」の記載の部分ですが、電子書籍は、どのような定義の下で把握するのか。報告者が報告すべき内容を明確に判断することが可能なものかど

うかということです。

私からの説明は以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から、審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

出澤文部科学省政策課教育分析官 5ページの上の「ウ 図書館調査票」のところでは、

調査対象としては、オンライン及び電子媒体によって配布された書籍で、図書館が購入しており、本文まで読めるものを想定しております。把握方法は、各コンテンツのタイトルごとに1冊とカウントし、例えば上・下巻セットであっても1冊と考えております。報告者が明確に判断できるよう、手引等において説明したいと思っております。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは「ウ 図書館調査票」について、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

矢口専門委員、お願いします。

矢口専門委員 今回、電子書籍の冊数を新たに把握しようということですが、データベースなどがあります。それらは把握の対象にはならないのでしょうか。

白波瀬部会長 データベースというものは、どのようなものですか。

矢口専門委員 マガジンプラスなど、それ1本で、いろいろなところを調べることのできるものが、今、購入するものとして、図書館にいろいろ整備されています。

白波瀬部会長 ごめんなさい。どのようなことですか。電子ジャーナルなど、そういうことですか。

矢口専門委員 はい。カタログも図書館で高額で購入しないといけないものです。それは、今回、把握の対象にはならないのでしょうかという質問です。

白波瀬部会長 お願いします。

出澤文部科学省政策課教育分析官 御質問の趣旨は分かるのですが、やはり図書館ですので、利用者が持ち帰る的なものをイメージしております。今、おっしゃられたデータベースでアクセスできるかどうかといったところまでは、今は想定しておりません。

白波瀬部会長 今は想定していらっしゃらないようです。ありがとうございます。

何かありますでしょうか。津谷委員、どうぞ。

津谷委員 私は図書館の司書ではありませんので、専門的な知識・情報は持っていません。しかし、回答される方は、私たちのような素人ではなく、ほとんどが図書館のスタッフでいらっしゃると思いますので、専門家の通常のやり方がおありになると思います。とはいえ、人口学者としての個人的な興味から例をとると、国勢調査は人口の全数調査で、5年に一度実施されるたびに各都道府県に関する冊子が計47冊、それに加えて全国に関するものが数冊あります。ただ、その場合、コンテンツのタイトルごとに1冊とカウントす

るとなると、国勢調査報告としては一つですが、実際のハードコピーで見たときには数多くの冊数があります。この質問は恐らく司書の方に尋ねるべき質問であろうとは思いますが、ここではタイトルとしてカウントするのか、それとも冊数でカウントするのかがはっきりしません。この差は非常に大切で、タイトル数と冊数との間に大きな差がある場合、回答が大きく変わってきってしまうので、この点についてもし御存じでしたら、教えていただきたいと思って、お尋ねしました。

白波瀬部会長 今の件は、統計データというか、報告書ですね。

津谷委員 統計調査の報告書は通常は図書館で見えるものですから、個人ではほとんど所蔵しません。

白波瀬部会長 そのこの辺りをどのようにカウントするのかということは、分からないということです。

黒澤委員、何かありますでしょうか。

黒澤委員 ここに載っている案件ではないのですが、長期的な観点で。今でも、電子書籍の冊数など調べていらっしゃるのですが、いわゆる図書館業務のアウトカムというか、評価をするときには、どれだけ持っているものを活用されたのかなども必要だと思うのですが、その部分が、大変乏しい印象があります。また、電子書籍については、新たに電子書籍ということで、貸出しの数は取れないということなのですか。取る必要はないのですか。

出澤文部科学省政策課教育分析官 これは、今、紙媒体です。最近は紙媒体ではなくて、電子媒体で、かつ、お金が掛かります。1つに対して何ライセンスまで可能かといったことや、1ライセンス幾らといったことなど、そういうものを想定しております。よって、利用者は図書館に行って、これを借りたいと言えば、貸出しをして、それを電子媒体で、その人が持っているデバイスに移して、一定期間購読することを想定しております。

白波瀬部会長 今、黒澤委員がおっしゃっていることは、現時点ではなかなか難しいと思うのですが、図書館がいかに利用されているかという、評価対象になった場合、図書館自体の在り方なり、図書のアクセス自体が日進月歩で変わっていて、それをどうカウントするかということ自体が、まだ標準化されていないのではないかと思います。これは後の方の課題になると思うのですが、司書のみならず、情報学の専門家の先生も入れた形で、図書館をどれくらい活用しているかについての測定/評価をより正確にすることは、今回の具体的な案件を少し越えてしまうと思うのですが、御検討いただかなくてはいけないかもしれせん。

津谷委員、どうぞ。

津谷委員 まず結論というか、大事なことを申し上げると、電子書籍の情報は、是非把握なさっていただきたいと思います。なぜなら、書籍のデジタル化が急速に進んでいるからです。私は人口学者なので、先ほど国勢調査報告のことを持ち出して凍りつかせてしまって申し訳なかったのですが、例えばフィクションの本、つまり小説みたいなものも最近

はキンドルなどを使って読む場合が増えてきています。そういう場合のカウントは容易だと思います。昔はハードコピー、つまり紙媒体で出ていた情報がデジタル化され、インターネットを使って、若しくはCD-ROMなどからダウンロードしたりするようになってきています。この場合、これをカウントすることはより大変で、どこまで詳しく調査できるのかということもあるのですが、恐らくコストも掛かるのではないかと思います。また、デジタル化された書籍・情報を提供する側についても、以前は比較的規模の小さなものも多かったのですが、今は寡占が進んでいるようで、提供する側が価格を決定し、利用者側はそれを飲まざるを得ないという状況が出てきているように感じます。運営費用に関わることなので、図書館自体が相当情報を持っているはずなのです。ですから、時間があるかどうか分かりませんが、この点について大きな図書館に聞き取り調査をなさってはいかがかと思います。

今は図書館もITC、Information Technology Centerの一部になっていることが多く、慶應でも図書館をコンピュータセンターと一体になって管理しております。ですから、恐らく図書館の司書さんたちがそういうことについてご存じだと思いますので、これについても調べられることをお勧めします。

もう一つ付け加えると、アメリカでは図書館のデジタル化がとても進んでいます。少なくとも日本より10年は先をいっているのではないかと思います。また、司書学、英語というライブラリーサイエンスという分野も非常に強いですから、今回の調査では無理でも、今後の課題として、国際的な情報、特に世界でも一番図書館のデジタル化が進んでいるアメリカの図書館運営及びライブラリーサイエンス分野の発展を考慮して、アメリカの図書館ではこれをどのように扱っているのか、デジタル化された書籍をどのようにカウントしているのかなどについて調べてみてはいかがでしょうか。私たちはハードコピーとしての図書として考えがちですが、全く別のフレームワークで実施しているかもしれませんので、早晚デジタル化が主流化することは避けられませんので、どうせやるなら早い方が良いと思います。

白波瀬部会長 青山専門委員、お待たせしました。すみません。どうぞ。

青山専門委員 大きな流れとしては、ほかの委員の方と同じで、今、途上のものなので、聞き取りなどをなさることは、長期的には良いかと思うのですが、1点、電子書籍に関しまして、こちらは「利用可能」と書いているのですが「貸出し可能」とした方が良いのではないかというのが私の意見です。要はデータベースや電子ジャーナルのような、館内で閲覧可能なものは、紙媒体でも、今回、新聞のようなものは入っていませんので、今回、館外で利用者が利用できるものというイメージでいると想定したので、「貸出し可能な電子書籍」という形でカウントするのが良いのではないかということです。

それに関連して、上の「雑誌の保有数」で、何種というのがあると思うのですが、こちらは紙媒体のものをイメージしてカウントしているかと思いますが、先ほどの御指摘にあるように、1つの端末で、例えば日経系は全部見られるなど、今、いろいろなパターンが

あるので、これに電子的な雑誌も含むのかどうかということは、明確にしても良い。貸出しだけということであれば、また変わってくるかと思うのですが、そういう観点で、今回は整理なされると、とりあえず良いと思っております。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

何かございますか。津谷委員、どうぞ。

津谷委員 大変申し訳ないのですが、私は「貸出し」にすることには反対です。従来のハードコピーの時代でも、図書館に貸出しできない図書はたくさんあります。ましてやデジタル化されてしまうと、貸出しという概念自身が非常に難しくなります。インターネットでアクセスした場合は、これは「貸出し」とはみなされないのではないのでしょうか。私はそう思います。この点について、もしほかの委員の方々から御意見があれば、お願いします。

白波瀬部会長 ありますか。よろしいですか。

黒澤委員 先ほどの話の流れで、例えば日経の情報が見られるなど、日経の記事のタイトルだけでも構わないのですが、そういった検索可能なデータベースが存在しているのかどうかということは、今の状態では分からないし、それを追加することはいかがですかと、先ほど矢口専門委員から御質問がありましたが、そういうことはしませんとおっしゃいました。

白波瀬部会長 今の青山専門委員の御意見を詳細に検討し始めると、この部会を越えたものになりますので、かなり限定的な議論になると思います。多分青山専門委員がおっしゃりたかったことは、この時点で調査をする対象については、これですということをして、できるだけ明確にさせていただくということです。でも、これは100%はできませんし、日進月歩で、全てを拾い上げることはなかなかできないという状況ですので、電子書籍については、この対象についてカウントをするということです。それについて、日進月歩ということは、みんな共通していますので、この時点では、そういう形でのカテゴリーを明確化するということです。それは次の段階、もしかしたら、皆さんも私もこの部会にいないと思いますが、そのときに審査される場合、より正確な測定ができるような可能性を残しつつ、御検討していただくということではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

出澤文部科学省政策課教育分析官 一言だけ、おっしゃられるとおり、日進月歩の世界ですし、いろいろな形態があります。今回の調査は、例えば大学等に設置されている図書館は対象外になっていますので、大学の図書館は最先端の電子ジャーナルなど、価格競争も含めて、とても動きがありますが、本調査の対象は国民の皆さんが利用できる図書館です。その中で、要は電子書籍のところをはっきり分かるように、どこまで把握して、どこまでといったところ、その辺りはもう少し分かりやすく、工夫したいと思います。

白波瀬部会長 もう少し明確にさせていただければ、よろしいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

鈴木専門委員、どうぞ。

鈴木専門委員 いろいろな議論で、調査の内容を充実しようということはよく分かりますが、社会教育調査全体で何をやろうとしているのかということを考えておかないといけない。図書館、博物館、青少年教育施設など、いろいろ見ていたのですが、見れば見るほど、すかすかといえやすかすかなのです。細かなことまで、あれもこれもというトレンドを見ていくと、基本的な部分だけしかないと思います。それで良いのではないか。何をきちんと経時的に見ていかなければいけないかということは、やはり考えないといけないと思います。

例えば図書館ですと、日本図書館協会が毎年調査を行っているのです。そちらの方は、かなり充実したものがあるわけです。博物館も日本博物館協会が何年かに一度、科研費みたいなものをもって行っているものがあるわけです。そういうものは、かなり細かなことまで把握しているわけなので、それに委ねることもしながら、基本的なところだけ押さえれば良いという方向でやらないと、いけないのではないかと考えています。

白波瀬部会長 それはおっしゃるとおりで、それぞれの調査で全てのことはできませんので、特に類似の調査等はいつも紹介しながら、ここで何をすべきで、ほかの調査を利用してということはあると思うのですが、幾ら基本的なことといっても、ここで議論していることは、その基本的なこと自体を少しでも良くしようということで、審議を行っておりますので、その点は、御理解・御協力の程、よろしくお願ひしたいと思います。

時間もございませんが、金子調査官、どうぞ。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 先ほど実際に図書館に実情を聞いたらどうかというお話がございました。私も先週、区内の図書館に実際に聞きに行きました。そのときの図書館の方のお話ですと、電子書籍は、その図書館の場合、まだほとんど入れていない。例えばKindleなど、デバイスの種類によって、利用できる書籍の範囲が決まってしまう。だから、少し様子を見ているのだと言っていました。ただ、一方、特に指定管理により少し民間化されているような図書館では、積極的に導入しているところもあるようだという説明もございました。一応参考までに申し上げます。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

地域差もありますので、大変だと思いますが、ここまでにさせていただいて、次に進ませていただきたいと思います。それぞれ大変貴重な御意見をありがとうございます。

それでは、審査メモの41ページ「エ 博物館調査票」の「（ア）設置者」から43ページ「（イ）入館者総数」までについて、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、御説明させていただきます。

「エ 博物館調査票」の「（ア）設置者」ということで、設置者を把握する調査項目におきまして、選択肢に「地方独立行政法人」を追加することとしております。

これは平成25年の地方独立行政法人法施行令の改正によりまして、地方独立行政法人が、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理に関する業務を取り扱うこと

が可能になったことを踏まえ、追加するものです。

これにより得られるデータは、博物館の職員体制や、事業実施状況等に関する設置者種類別の分析といった上で、有用なものであろうということで、私どもとしては適当と考えているところです。

続きまして、ページが少し飛びまして、審査メモの43ページを御覧いただければと思います。同じく「エ 博物館調査票」の「(イ)入館者総数」についてです。この項目では、調査対象年度間の入館者総数等につきまして、従来は1,000人単位で把握していたところですが、これを1人単位で把握するように改めるということです。

これは従前の1,000人単位の把握ですと、1,000未満の場合、切り上げにより報告を受けていたため、実際の数値と大きく乖離してしまうケースがあるということで、より正確な把握ということで、1人単位で把握するように改めるということです。

これにつきましては、博物館では、入場者券の件数によって、入館者数を1人単位で把握することが一般的であるということで、把握方法を1人単位に変更しても、報告者負担が大きく増えることはないだろう。また、目的として、より正確なデータを把握するためのものということに鑑みまして、適当と考えているところです。

御説明は以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは「(ア)設置者」から「(イ)入館者総数」までについて、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

鈴木専門委員、どうぞ。

鈴木専門委員 これで良いと思うのですが、43ページの「審査結果」のところの認識の問題です。博物館では、入館者に入場券を交付し云々、入館者数を1人単位で把握しているとあるのですが、地方の博物館ですと、学校利用が多いのです。ですから、それも1人単位で分かっているわけなのですが、その認識がこの記録に残るとなると少しあれなので、学校利用などがあっても、それは人数が分かるからという文言を入れておくことが必要かもしれません。学校利用でお客を稼いでいるとは余り言えないのですが、本当はそういうことがあるわけで、内訳が分かると面白いのですが、それまでは求めません。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

その点は、追記をお願いいたします。

それでは、審査メモの44ページ「オ 青少年教育施設調査票」から45ページ「カ 体育施設調査票」までについて、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、御説明させていただきます。

審査メモの44ページを御覧いただければと思います。「オ 青少年教育施設調査票」についてです。この中の施設の種別を把握する調査項目において、従前の選択肢のうち、「少年自然の家」、「青年の家(宿泊型)」及び「青年の家(非宿泊型)」の3類型について、

これらを「青少年の家（宿泊型）」及び「青少年の家（非宿泊型）」の2類型に整理・統合するものです。

独立行政法人が設置者となっております、青少年教育施設の運営主体につきましては、従前は国立青年の家及び国立少年自然の家の2系統でありましたが、平成18年にこれらの法人が統合されまして、1つの独立行政法人国立青少年教育振興機構になりましたので、これに伴いまして、設置されている施設も、国立青少年交流の家及び国立少年自然の家となったところでです。

また、地方公共団体が設置しております同種の施設においても、少年と青年を特に区別せず、青少年としている施設が存在することもあります。

本変更は、このような状況を踏まえまして、従前の3類型について、青少年の家の宿泊型と非宿泊型という2類型に整理・統合することでありまして、これにつきましては、実態に合わせて選択肢を変更するものであることから、適当と考えております。

続きまして、審査メモ45ページ「カ 体育施設調査票」における「民間体育施設に係る調査項目の削減」についてです。

今回、民間体育施設につきましては、審査メモの45ページの中ほどの表に記載のとおり、受動喫煙防止のための対策の方法等、以下8つの調査項目を削除するという計画です。

民間体育施設につきましては、これまで社会体育施設との比較や、あるいは体育施設全体の把握の観点から、社会体育施設と同じ調査項目により調査を行ってきたところですが、過去の調査結果によりまして、今回削除を予定しているような各種の実態については、一定程度傾向を把握することができたということで、調査項目を削除することとしているものです。

これにつきましては、把握する必要性が低下してきている調査項目を削除するということで、報告者負担の軽減、あるいは民間体育施設に係る調査票回収率の向上といったことも期待できますことから、適当と考えているところでです。

私からの説明は以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは「オ 青少年教育施設調査票」から「カ 体育施設調査票」までについて、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

矢口専門委員、お願いします。

矢口専門委員 青少年教育施設調査票ですが、少年自然の家は、今、ほとんどが「青少年自然の家」と国立では名称が変わっていますが、国立以外のところを調べてみますと、今でも「少年自然の家」という名称を使っているところがたくさんあります。「青少年自然の家」という名称に変えて、1番はそのまま残した方が、答える方としては分かりやすいし、これまでの統計とのつながりでも構わないのではないかとというのが、私の意見です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

出澤文部科学省政策課教育分析官 青少年という形で、少年と青年を含む形にしておりますので、提案のとおり、お認めいただければと思います。

白波瀬部会長 カテゴリーというか、名前がなくなりますと、報告者の方が、それをどこに入れれば良いのか困るからというのが、今の専門委員の御意見だと思います。

出澤文部科学省政策課教育分析官 趣旨は分かりますが、社会教育関係ですと、少年は大体このグルーピング、青年はこのグルーピング、青少年はそれを合わせたものということで、確かに名称がしっかり合うか、合わないかのところでは、若干戸惑うことがあるかもしれませんが、統計を取る上で、これでも大きな混乱はないと思われま

白波瀬部会長 鈴木専門委員、どうぞ。

鈴木専門委員 少年自然の家では、体験活動などをやるために、そもそもの成り立ちが、小学校の児童を連れて行って、そこで集団宿泊訓練をするという経緯もあるわけなので、少年自然の家という言葉は残しておいた方が良くと思います。矢口専門委員の提案のとおり、青少年にするのだったら、おかしいけれども、青少年自然の家でも良いと思います。

それと、宿泊型と非宿泊型というものは、都会のものと郊外にあるようなものの区別であって、非宿泊型のものは多くないわけです。むしろ減っているような傾向にあるわけなので、その2つになっても、余り意味はないと思うので、残すのだったら、少年自然の家を残さなければいけないから、現行のとおりで、マイナーチェンジするのだったらするという方向で、何の負担になることはないと思いますので、様子を見ていた方が良くも

国立青少年教育振興機構ができたということは、いろいろな経緯でできていったわけで、それが今後どのように転がっていくか。そこで青少年自然の家や、青少年交流の家など、わけが分からない言葉が出てきているわけです。私はその非常勤監事を務めていまして、それがわけの分からないと言って良いのか分かりませんが、1項目だけですから、現行を基礎にして、何か変更を加えた方が良くと思います。

出澤文部科学省政策課教育分析官 次回また説明させていただきますが、いわゆる自然体験は非常に重要ですが、それは少年期も青年期もそれぞれあるかと思

白波瀬部会長 それでよろしいですか。

それでは、次回までに御回答をお願いするということで、次に進めさせていただきます。

体育施設もよろしいですね。

進めさせていただきます。審査メモの47ページ「キ 文化会館調査票」から50ページ「ク 生涯学習センター調査票」までについて、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、御説明させていただきます。

審査メモの47ページ「キ 文化会館調査票」についてです。この中の「(ア)職員数」

を把握する調査項目の区分につきまして、現行ですと、「施設の長」、「指導系職員」及び「その他の職員」の3区分で把握しておりましたが、このうち、「その他の職員」の欄の内数として、技術職員を把握する区分を今回追加することとしております。

これは平成24年の劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の制定によりまして、技術職員を養成・確保することとされたところです。

本変更は、これを踏まえまして、劇場、音楽堂等における技術職員の数を把握するために、区分の追加を行うものです。

これにつきましては、劇場、音楽堂に対する指導・助言あるいは財政支援の検討といった上での参考データになるであろうということから、適当と考えているところです。

1ページ飛ばしまして、審査メモの49ページを御覧いただければと思います。「(イ)主催・共催事業の実施状況」についてです。実施している事業についての実施件数及び入場者数・参加者数を把握する調査項目につきましては、従来は「その他」としている区分名がございましたが、これに関しまして、ホールの場合は、「講演会、講習会、映写会等」、また、ホール以外の場合は、「講演会、講習会、実習会等」という形に、今回それぞれ改めることとしております。

これは「その他」としている区分が、どのような内容のものを記載するかを明らかにしまして、報告をより正確かつ容易にするため、具体的な事業の種別を記載することとするものです。

これにつきましては、報告内容の正確性の確保といった点で、適当と考えているところです。

続きまして、審査メモ50ページを御覧いただければと思います。「ク 生涯学習センター調査票」についてですが、この中の「 学習成果の評価の実施の有無」を把握する調査項目におきまして、従前は「有」を選択した場合の注書きとして、図を見ていただいた方が早いのですが、文言として「「1」を選択した場合下の四角の中の当てはまる選択肢をすべて選択」と記載している部分を「「1」を選択した場合、当てはまる選択肢をすべて選択」と改めることとしております。

注意書き中に「下の四角の中の」といった表現を用いなくても、報告者に説明の趣旨が伝わると考えられることから、その記述を省略するというので、私どもとしては、特に問題ないと考えております。

以上です。

白波瀬部長 ありがとうございます。

それでは「キ 文化会館調査票」から「ク 生涯学習センター調査票」までについて、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

矢口専門委員、お願いします。

矢口専門委員 2点ありまして、最初は47ページですが、「その他の職員」のうち「技術職員」ということで、次のページに注も付いているのですが、技術職員の中でも、舞台

芸術の技術者であるという人がいないだろうか。そういう意味では、内数が「その他の職員」のところだけになっているのですが、指導系職員の中にもその役割を担う人、そういう混乱は、記載する際に起きないでしょうかというのが1点です。

2点目は、49ページです。内訳は詳しくして良かったと思います。「講演会」、「講習会」、その後、「実習会」という表現があるのですが、これはワークショップなど、そういうことだと思うのですが、「実習」と呼ぶのだと思います。「実習会」という表現は余り耳にしないということで、質問させていただきます。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

文部科学省、いかがでしょうか。

出澤文部科学省政策課教育分析官 最初の施設系職員の中に、「技術職員」が要るのではないかということです。「その他の職員」との関係はどう考えるかですが、施設系の職員は、関連の必須の技術的なものは素養として持っていますので、どちらかというところ、それを越えて、広い意味で、上に立つ指導系職員をイメージしております。そういった観点から、「その他の職員」のところ、うち技術職員、ここだけを捉えれば足りるという思いはしております。

それから、49ページの実習会の名称ですが、言い回しは、私どもの既存の手引で、「実習会」という表現を使っています、それをここに見える化したといった経緯です。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

津谷委員、お願いします。

津谷委員 先ほどの矢口専門委員が御指摘になった最初の点についてですが、2つ目のところで、最後の「その他の職員」だけではなく、「技術職員」を加える必要があるのではないかということですが、私の理解では、ここは技術を仕事としている人という意味なので、手引の「指導系」のところ、これは技術屋としてのトレーニングはあるが、現在の仕事は技術的なことではなく、指導的立場、例えばスーパーバイザーやマネジャーといった形で仕事をしている人なのだと書いておかれてはいかがでしょうか。

なぜかというところ、2番目のカテゴリーで技術職員に該当する人はそんなに数が多くないと思いますし、ここでは、主な職責は何なのかと解釈して差し支えないと思います。その人がどのようなバックグラウンドやどのような資格を持っているのかということまで質問してしまいますと、それはこの調査の範疇を越えると思いますので、現在の仕事は主にどのようなことなのかということについて尋ねているのだということ、質問なり、下の注なり、手引なりで明記しておくべきだと思います。このことは複数回記載しても良いと思いますし、そうすることで、むしろ混乱がなくなるのではないかと思います。そうでないと、一つの質問で複数のことについて質問をすることになると感じました。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

これはカテゴリーの問題ですので、最初のカテゴリーで3つ聞きたいというのが、始め

にあります。ですから、本当は、施設の長か、指導系か、その他の職員か。その他の職員の中で技術は何ですかというのが、一番知りたいことです。要するに段階が下のはずなので、私が期待した説明は、この調査としては、この3つのカテゴリーをとりあえず聞きたいということだと思いました。

矢口専門委員の御質問は確かにそうなのですが、それについては、津谷委員からも御提案がありましたように、技術系であっても、指導系かどうかというのが、優先の条件になるということ、マニュアルのところで明確にされれば、よろしいのではないかと思います。

出澤文部科学省政策課教育分析官 手引において、そこは明確に、分かるようにさせていただきますと思います。

白波瀬部会長 よろしいでしょうか。

津谷委員、どうぞ。

津谷委員 次に進むのですね。

白波瀬部会長 次に進みます。

津谷委員 次に進む前に、先ほどから気に掛かっていることがありますので、一言申し上げてよろしいでしょうか。先程から何度も鈴木専門委員から御指摘が出ていることについてです。逆走してすみませんが、資料3-1の審査メモの15ページの「ア 社会教育行政調査票等」の「(カ)指導者研修」のことです。社会教育調査の趣旨として、何を調査するのかを考えると、今までは主にハードについて、つまり施設に関する調査をしてきたけれども、今後ソフトについても調査するように調査の主旨を移行していくのだということですが、その場合、指導者研修でどのような人が対象になっており、種類別の研修参加者の人数が、この調査で非常に大切な根幹の部分だという御指摘が、先ほどから何度も出ております。部会長も御指摘になっているように、当然全てについて詳しくは聞けません。ですので、質問する際にプライオリティーがあるかと思うのですが、研修実施件数を参加者の種類によって比例案分して、例えば0.3回というような実質とはかけ離れた件数で、その場合には端数を省略したり、参加者がほとんど一つの種類であればそれにするなどといったことが行われているので、指導者研修の実施件数だけをストレートに回答するということが良いかと思えます。

ただ、研修参加者の人数ですが、これを比例案分するためには、参加した人たちが行政職員なのか、施設職員なのか、有志指導者なのかという情報をお持ちであろうと思います。その種類別の参加者数の情報があるのだったら、それをそのまま書くようにしたらどうですか。そして、それを足し上げれば、全体の参加者数になるかと思えます。こうすれば、回答者の負担を増やさない形で、調査票のスペースの問題はありますが、人数はカウントできます。その情報を把握しているのであれば、そしてそれをそのまま書いてもらえば、それを最終的にコンピュータで足し上げれば良いだけです。

何が言いたいかということ、実施件数はその総数を回答し、もし必要ならば、参加者の人

数のうち行政職員何人、施設職員何人、有志指導者何人とすれば、良いのではないかと思います。

私は社会教育の専門家ではありませんが、専門家であられる鈴木専門委員から、先ほどから何度もこの点について御指摘が挙がっておりますので、折衷案として、1つのアイデアとして、提案です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

提案を頂いたのですが、とりあえず15ページのところでは、全体数でやるということで、進めてきておまして、これをまた指導で足し上げてということは少し検討が必要なのではないでしょうか。

津谷委員 情報はあるのでしょうか。情報があるのだったら、書いてもらったかどうかという、ただそれだけの安易な提案です。

白波瀬部会長 情報はあるのですか。

津谷委員 この人は行政職員、この人は民間の指導者だという情報があるのなら、それを書けば良いだけではないかと思いました。すみません。

矢口専門委員 今の御意見で、そういう手もあったのかと思いました。

津谷委員 折衷案です。

矢口専門委員 つまり回数と人を対応させるのが大変だということであれば、回数は総回数を掛けて、公民館職員は延べ何人だったか、行政職員は何人だったか、有志指導者は何人だったかということは、データがあるわけですから、それを3段書けば良いのではないだろうかという御提案は、賛成です。

白波瀬部会長 参加者としてですか。

津谷委員 それを足し上げたら参加者の総数です。

矢口専門委員 件数と分ける必要はないわけです。

津谷委員 ここでは、件数と参加者を別のものとして扱っても良いのではないかと思います。

白波瀬部会長 それと何かを足し合わせますか。私は構造を理解していないのかもしれませんが。それをうまく足し合わすことはできるのですか。

津谷委員 今回はそういう提案です。現行では3つの種類に分けていたものです。

白波瀬部会長 15ページの社会教育行政調査票等ととにかく一緒にしてしまう。それで、今、47ページの文化会館調査票の職員数の議論のところ、施設の長と指導系職員とその他の職員がある。

津谷委員 それはもう終わりました。

白波瀬部会長 それは終わったのですか。

津谷委員 それは終わって、前に審議したことについてです。

白波瀬部会長 完全に戻っているのですか。

津谷委員 戻ったのです。部会長を混乱させまして、申し訳ありません。

白波瀬部会長 とても混乱しました。

津谷委員 すみません。ただ、次に「集計事項」について話し合うということでしたので、調査票の調査項目の審議が終わってしまう前にこれについてもう一回申し上げようと思いました。逆走すると申し上げたのは、そういうことです。

白波瀬部会長 そういうことですか。了解です。

津谷委員 すみません。

白波瀬部会長 ごめんなさい。

津谷委員 ですので、それは終わりました。

白波瀬部会長 私の理解がついてきませんでした。

津谷委員 私が悪いのです。すみませんでした。

白波瀬部会長 どうですか。

出澤文部科学省政策課教育分析官 御提案の趣旨は分かりますが、鈴木専門委員、いかがでしょうか。

白波瀬部会長 鈴木専門委員の御意見を受けての御提案でしたから、受けてください。

鈴木専門委員 どうすれば良いのでしょうか。それができるのだったら、元のままで良いのではないかという気がします。

白波瀬部会長 ですが、それは実施回数のカウントの仕方があるのです。

鈴木専門委員 今までのお役所がどうしていたのかが、よく分からないのです。回答者はどのようにしていたのか。主たるところ、公民館職員等の研修といったときには、施設職員の研修に行く。今、社会教育行政職員等研修とよく言うのですが、そこに施設の職員も民間の人も入れることがある。でも、それは社会教育行政職員等だから、一番初めの行政職員だと思えます。民間の人たちだけに対してということは、余りないと思えます。

津谷委員 民間の職員の方はいろいろな研修に参加されているわけです。だから、そこで案分しなければいけなくなってくるわけです。

鈴木専門委員 案分しなくても、主たる対象が何であるかということで、今までも取っていたのではないかと思います。

白波瀬部会長 文部科学省、どうぞ。

出澤文部科学省政策課教育分析官 いろいろなケースがございまして、案分というケースも一部にはあります。

詳細はもう一回そしゃくして、次回また御説明させていただきます。参加数と実施件数を分けることによって、負担者の観点から、大変だというところが、若干軽減されると思いますので、そのところで、どう考えるかだと思います。

白波瀬部会長 そうですね。御提案だと、どうも実施を一緒にやる方が簡単そうです。実施と参加数を一緒にしようとするとう無理があって、参加のところは、既に聞いているから、それで足し上げてしまえばどうですかということなので、逆にいえば、実施数だけ聞いてしまう。今の御提案ですと、参加数は一緒にしてしまうということもあるかもしれま

せん。

津谷委員 そのとおりだと思います。研修指導を何回やりました、それとは別に、こういう種類の方が何人来ていますということを探ねることも一案です。いろいろな種類の参加者を複数のカテゴリーでカウントしているわけですから、それをここにお書きになったらいかがでしょうか。回答者の負担の軽減もありますが、本当に実態を反映したような統計でなければ意味はないわけで、本来分けられないものを無理に分けているわけですから、そういう意味でも、すっきりなさった方がよろしいのではないかと思います。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

黒澤委員 私の理解として、鈴木専門委員がおっしゃっていたことは、民間の人であっても、公民館向けの指導者研修に参加したら、公民館向けの指導者研修の参加人数に含まれて把握しているのではないかとおっしゃっていると思いました。すみません、そこだけ確認させてください。

民間の人が公民館を対象にした研修に入っていたとしても、その人数は公民館の研修です。だから、参加者数としては、有志ではなくて、公民館の指導の研修に入ってしまうとおっしゃったのではないかと思います。

鈴木専門委員 そういうことはしていないと思います。名前から、どこの誰ということは全部分かります。

黒澤委員 それも全部中に入るということですね。

鈴木専門委員 はい。

黒澤委員 分かりました。すみません。はい、終わりです。ごめんなさい。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 直接関係しているのかどうかは分かりませんが、御参考までに申し上げますと、平成2年に中教審から「生涯学習の基盤整備について」という答申が出ていまして、その中で、「民間教育事業の支援の在り方について」という項目があり、その趣旨としては、民間に対しては自主性を尊重しつつ、間接的な支援を行うことが望ましいと書いてあり、その具体例として、民間教育事業者の指導者の養成研修に協力するということが掲げられています。

白波瀬部会長 分かりました。

いろいろなことが出てきて、今まで案分など、いろいろな言葉が出ていますが、実態として、不正確な部分を明確にさせていただいて、あと、負担ということからいうと、確かに足し合わせることも可能になってきます。

もう一つ、種々の統計外の要望がありますので、統計外からの特定統計に対する要望に応えられないような、実際は応えられるのですが、応えにくいような形での修正は、なかなか難しいところもありますので、申し訳ないのですが、もう一度、整理をしていただけますと、ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、戻って、進んでよろしいでしょうか。

津谷委員 すみませんでした。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

青山専門委員、よろしいですか。

青山専門委員 はい。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、審査メモの51ページの「(3)集計事項の変更等」についてです。

集計事項の変更等につきましては、前回の部会後をお願いしておりましたとおり、資料3-2の9ページから16ページまでの新設する集計表や削除する集計表の様式を御確認いただき、御意見のある場合は、事務局まで御連絡いただくこととしておりました。

特に御意見がなかったようですので、この変更につきましては、御了解いただいたものと致します。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に前回答申における「今後の課題」及び第一期基本計画における指摘事項についての対応状況について、審議に入りたいと思います。

まず審査メモの52ページ「ア 統計委員会答申における「今後の課題」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘事項」から、53ページ「イ 関係主体ごとの収入・費用構造の把握」までについて、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、御説明させていただきます。

審査メモの52ページを御覧いただければと思いますが「ア 統計委員会答申における「今後の課題」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘事項」ということで、本調査につきましては、平成20年度調査に係る統計委員会答申におきまして、「今後の課題」ということで、3つの事項が指摘されているところです。

1点目が、社会教育分野における関係主体ごとの収入・費用構造の把握。

2点目が、社会教育施設の利用者側の状況の把握。

3点目が、学習内容の分類に関する概念の明確化、重複の整理、簡素化等です。

また、第一期の公的統計の整備に関する基本的な計画におきましても、文部科学省は施設の利活用・運営状況など、新たな調査内容を含めた統計の整備を検討することとされており。

施設の利活用・運営状況など、新たな調査内容を含めた統計の整備に関しましては、平成25年7月に開催されました、統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合の第4回におきまして、今後、社会教育施設の利用形態や運営状況などを調査の重点にすることも課題ではないかという趣旨で、前回答申における「今後の課題」として掲げられたものであるとの議論がなされているところです。

このように、前回答申等で、「今後の課題」として指摘された3事項に対する文部科学省の対応状況ということで、審査メモの53ページですが、1点目「イ 関係主体ごとの収入・費用構造の把握」という部分です。

この関係につきましては、過去の統計審議会等における指摘状況について御説明いたしますと、平成17年調査に係る統計審議会国民生活・社会統計部会におきまして、社会教育施設のコスト削減の取組に対して、政策効果が測定できるよう、費用の把握が必要ではないかといった議論がなされたことを踏まえまして、同年の統計審議会答申において、「今後の課題」として、経理事項の把握に関する検討の必要性が指摘されているところです。

これを受けまして、平成20年度調査の実施に当たり、文部科学省において検討を行った結果では、本調査の調査対象となる施設は、当時、総務省等において検討中であった経済センサス（基幹統計調査）の対象となるということで、経済センサスにおける把握事項等の動向を注視するという対応でありました。

これに対しまして、統計委員会の審議では、本調査の見直しに当たっては、収入・費用構造を把握することも必要との意見がありまして、これらを踏まえて、前回答申における「今後の課題」の1つとして、指摘が行われたところです。

これを受けまして、文部科学省は、平成21年2月に同省内に設置された「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」及びその下に設置された「生涯学習に関するデータの集積の在り方に関する部会」におきまして、検討を行い、その中で、関係主体ごとの収入・費用構造の把握に関しては、平成24年2月に実施予定の経済センサス試験調査への経理項目の追加の可能性を探ることとされたことを踏まえまして、文部科学省から経済センサスの実施者である総務省に対し、公の社会教育施設を対象とした経理項目の追加の申入れが行われたところです。

審査メモの54ページに入っております。しかし、公の社会教育施設というものは、地方自治法上、区分経理の義務がないということで、施設単位で決算書を作成している施設はほとんどないことから、事業所単位を対象とする経済センサスでの把握は困難ということが、総務省の回答でありました。

他方、一般統計調査ですが、文部科学省が教育委員会を対象として毎年実施している地方教育費調査におきまして、公の公民館、図書館、博物館などの社会教育活動に対して、都道府県及び市町村が支出した経費を財源別・支出項目別、具体的には審査メモの54ページの中ほどの表に書いてあるような項目区分ですが、こういった形で把握しておりまして、全国・都道府県別に集計が行われたところです。また、収入につきましても、博物館の入館料や社会教育施設の利用料などの収入額について、都道府県所管・市町村所管の別で、全国集計も行われているところです。

こうしたことから、文部科学省としては、社会教育施設全体としての収支の状況は、現状でも地方教育費調査等において、おおむね把握できていると考えられるとしておりまして、関係主体ごとの収入・費用構造について、具体的なニーズが生じるようであれば、本調査結果とのデータリンケージなど、統計データの二次利用も含めて対応することとしております。

こうした文部科学省の対応に対する私どもの審査結果が、審査メモの55ページです。本

調査の対象となる社会教育施設のうち、公立の施設に関しては、現在の公会計の制度上、施設単位での区分経理が義務付けられておらず、多くの施設では、施設ごとの収入・費用構造を把握することは困難と考えられるところです。

また、仮に施設ごとの収入・費用構造が把握できたとしても、地方公共団体直営の施設の場合、民間施設のように、施設単位で収支バランスを確保することは困難であるため、そうした観点からの分析にもなじまないと考えられるところです。

しかしながら、施設の管理を指定管理者が行っている場合、地方自治法の規定に基づいてなされる自治体への報告によりまして、施設単位で収入・費用構造を把握することが可能と考えられます。

さらに、多くの地方公共団体が作成する財務書類によっては、事業別や施設別の分析ができていないのではないかと等々の課題があることを踏まえまして、詳細は本日お配りした資料2-1、資料2-2を御覧いただければと思いますが、平成26年4月に総務省から今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書が出まして、この中で、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示され、その概要が資料2-1です。今後、総務省は、全ての地方公共団体に対して、原則として、平成27年度から29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するよう、要請する予定となっております。将来的には、施設単位で収入・費用構造の把握が可能となる見込みです。この辺りの今後の予定等については、資料2-2で、図の形で示されております。

一方、例えば施設単位で支出と事業実績のクロス分析をし、その結果、ある施設は多額の支出をしているにもかかわらず、事業実績が極めて少ないなどの状況が明らかになることは、施設運営の効率性の確保の観点から有益ではないかと考えられるところです。

これらの点を踏まえまして、本件については、4点ほど検討する必要があるのではないかと考えております。

具体には、審査メモの55ページの「論点」に記載している部分ですが、1点目として、支出について、事業実績等とクロスして分析することで、今後の社会教育施設の展開に有用な情報が得られる可能性があるか。

2点目は、可能性があるとするならば、本調査の調査事項として追加することが適当なものがあるか。

3点目として、可能性がある場合ですが、当面、指定管理を行っている施設について、支出と事業実績とのクロス分析等を行うことは有用か否か。

4点目は、指定管理を行っている施設のみ、そういった分析を行うことの意義が乏しいとするならば、将来、地方公会計の改善がある程度実現した時点で、関係の分析を行うことは有用か否かというような点です。

私からの説明は以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございました。

それでは、文部科学省から、審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

出澤文部科学省政策課教育分析官 6ページを御覧いただきたいと思います。「回答」という形で入っております。公立の施設に関しましては、現在の地方公会計制度上、施設単位での区分経理が義務付けられていないため、個別の施設ごとの収入・費用構造を把握することは困難です。文部科学省では地方教育費調査を実施しており、同調査では、都道府県・市町村が社会教育施設の種別単位に支出した社会教育費を把握しております。このため、社会教育調査と地方教育費調査の結果をクロス集計することにより、1施設当たり、利用者1人当たりの平均支出額を算出することは可能であると考えています。

しかしながら、社会教育施設の実態は、例えば同じ公民館であっても、都市部、山間部では利用者の年齢層や利用頻度も違う。地域ごとの実情に応じて、規模も事業内容も異なっており、そのような平均支出額をもって、個々の社会教育施設が効率的に運営されているかどうかを評価することは、困難であると考えています。

また、指定管理については、施設の業務をどこまで指定管理者に委ねているかは、施設ごとにまちまちであるなど、指定管理の内容も程度も一律でなく、クロス分析等を行ったとしても、機械的な算出が施設の正しい評価に結び付くのかは、疑問が持たれると考えております。

なお、現在、総務省により、公会計制度の整備が進められており、将来的には個別の社会教育施設に統計調査を実施せずとも、事業別や施設別等のより細かな単位での財務分析が可能となる方向である。このため、地方公会計の改善がある程度実現した時点で、検討することが適当であると考えています。

ただし、現行の統計法においては、たとえ公的機関に関する情報であっても、個別の調査票の利用には厳しい制約があることから、公的機関に係る調査票情報の利活用の在り方については、課題もあると考えております。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございました。

ただ今の御説明につきまして、御意見や御質問のある方は、発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

今は環境的になかなか難しいということですので、致し方ないということではないかと思いますが、金子調査官、どうぞ。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 もう少し御参考になる情報ということで、お話をさせていただきます。公民館につきましては、先ほど文部科学省から御説明がありましたとおり、取り巻く諸条件が異なるということで、仮にそういった情報が把握できても、比較することは困難ではないか。これは確かにそうではないかと、私どもも思っているわけですが、一方で、ほかの施設、例えば博物館、美術館など、そういったところは、収支の状況ではなく、収支に関連した、例えば一定の指標なりで比較することは、あ

る程度余地があるのではないか。

具体的に申しますと、文部科学省が平成20年度に委託研究により行った博物館評価制度等の構築に関する調査研究報告書というものがあります。この中で、首都圏にある県立美術館について、先進的な事例が紹介されております。その中で、コストについても指標を用いて評価されています。その評価というものは、美術館の支出総額に占める自主財源の割合です。この美術館は当然直営の施設ですが、収支バランスのような観点からの比較は、なかなか難しいところがあるかと思いますが、そういったある程度の参考となる指標を作成するための情報を少し把握して、比較するということを検討する余地はあると考えているところです。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

文部科学省、お願いします。

出澤文部科学省政策課教育分析官 私どもも先ほど回答差し上げたとおりです。個々の支出単位で見れば、先進的な取組を行っているところがあるかもしれません。ただ、統計として調べるものは、できるだけ同じ目盛りというか、同じ形で把握することが必要だと思っていますので、先ほど総務省からも説明があったとおり、地方の公会計制度の検討を3年かけて行うことになっていきますので、ここは3年経って、その定着状況を見て、それから具体的にどうするか、できるか、それを考えるのが適当であると考えています。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

情報としては、極めて重要だと思しますので、3年という具体的な数字が出ましたので、できましたら、対応としましては、3年後、必ず積極的な形で見直すという文言を入れていただきたいと思えます。

出澤文部科学省政策課教育分析官 3年は、先ほども申し上げた、総務省における地方の公会計制度の見直しです。その移行に3年間ということですから、そこで3年という年数を用いさせていただきます。

白波瀬部会長 私が申し上げたいことは、今、金子調査官から説明があったのですが、もしかしたら工夫ができるかもしれない。しかしながら、この時点では、統計なので、異なる施設についても、できるだけ同じ基準で、同じものをはかることができるような形で整備をしたいということであれば、地方自治体の会計の整備促進も進んでいるので、具体的に検討する時期をこちらにも具体的に提示することによって、少なくとも環境依存的な回答ではなくて、積極的な回答になるのではないかというのが、私自身の考えです。

その辺りは、3年間の移行というか、検討であれば、4年後という形で数字を出してもらっても良いのですが、検討するという形で終わりますと、次に続かないという問題がございまして、それが具体的にうまく移行しても、こちらの調査に画一的にというか、標準化された形で利用できるかどうかは、また次のステップですから、それは分かりませんし、

そこで確約は何もできないのですが、その辺りの御検討については、今は何も言えないという形での対応になりますか。

出澤文部科学省政策課教育分析官 回答にもありますが、地方公会計の改善がある程度実現した時点で、検討することが適当と考えておりますので、少なくとも今はそのときではないということです。

白波瀬部会長 今の時点については、皆さん了解していると思うのですが、次の時期を数値として出すかどうかということところです。この検討が終わってからという形で出すのか、同時進行で、何年後について、もう一度見直すということを入言に入れるのかという、そういうことなのですが、「今後の課題」というところで、もう一度、御議論させていただければと思うのですけれども、よろしいですか。現時点で難しいということは、了解しております。それは委員とも了解しています。今後の取組というか、現在できないということではなくて、その次のステップのことなのですが、よろしいでしょうか。

出澤文部科学省政策課教育分析官 はい。

白波瀬部会長 それでは、ただ今の件につきまして、「今後の課題」のところ、もう一度、確認をさせていただきたいと思います。

それでは、審査メモの56ページ「ウ 社会教育施設の利用者側の状況の把握」について、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、御説明させていただきます。

前回答申で、「今後の課題」として指摘された事項の2つ目ということで「ウ 社会教育施設の利用者側の状況の把握」です。

審査メモの56ページですが、過去の状況について、先ほどと同様、少し御説明をさせていただければと思いますが、平成17年度調査に係る統計審議会の答申の中の「今後の課題」では、本調査の見直しに関しまして、調査結果の様々な集計、分析、利用等が可能となるよう、調査の企画・設計についても十分検討する必要があるとされたところです。

これを受けた見直しの一環と致しまして、平成20年度調査の実施に当たり、文部科学省において調査事項の変更に関する検討を行った結果、本調査において、利用者個々からの情報収集は行わないが、社会教育施設等が実施する学級・講座の学習内容別区分を細分化して、事業内容及び利用状況をより詳細に把握するという対応でありました。

これに対する統計委員会の審議では、学習内容別区分の細分化については、利用者ニーズの把握等に有効であると評価する意見があった一方、本調査は利用者の状況などに関する調査事項が少なく、よりデマンドサイドに立った調査の必要性が認められ、その調査方法としては、本調査により実施する方法、本調査の附属調査のような形で実施する方法など、種々の方法が考えられるとの意見があり、これらを踏まえまして、前回答申における「今後の課題」の1つとして、指摘が行われたところです。

この指摘を受けまして、文部科学省は、先ほどの場合と同様、データ集積部会等でこの

件につきまして検討を行い、本調査とは別に利用者側の状況把握のため、いったんは「国民の学びに関する意識調査」の実施計画案を作成いたしました。

しかしながら、社会教育施設の利用者側の状況を把握する調査としては、内閣府が生涯学習に関する国民の意識を把握することを目的として、おおむね全国の20歳以上の若者3,000人又は5,000人を対象に、不定期に実施している「生涯学習に関する世論調査」、直近の調査は平成24年に実施されておりますが、そういった世論調査があるということです。

文部科学省としては、当該世論調査などの既存調査との重複排除に留意しつつ検討した結果、当初の意識調査の実施や、本調査において、利用者側の状況に係る調査事項を更に追加するというのではなくて、世論調査により、施設の利用者側の状況を引き続き把握していくこととすることが適当としているところです。

こうした文部科学省に対する私どもの審査結果ということで、本調査では、利用者側の情報に関するものとして、これまで主に諸集会等の実施件数及び参加者数、学習内容区別の学級・講座の実施件数及び学級生数・受講者数等については、把握されているところです。

また、本調査以外で、社会教育施設の利用者側の情報として把握可能なものとしては、先ほど触れました内閣府の「生涯学習に関する世論調査」における過去1年間の公民館等を利用した者の比率及び当該利用者の性別・年齢、あるいは総務省の社会生活基本調査、これは基幹統計調査でございますが、直近は平成23年に実施されておりますが、この調査における市町村の学習事業に参加した者の性別・年齢、学習内容、参加目的等があります。

しかしながら、社会教育施設が提供する社会教育サービスは、国民が生涯学習活動を行うに当たり、利用が想定される中心的なものであり、これを真に国民のニーズに沿った十分なものとするためには、施設利用者について、基本的な属性、例えば性別、年齢、利用目的、利用したサービスの満足度、利用を望む社会教育サービスの内容等々を把握・分析することが有用ではないかと考えられるところです。

また、利用したサービスの満足度という部分では、社会教育法等により、公民館等が実施に努めることとされている運営状況の評価、先ほども触れましたが、そういったものにも活用できる可能性がある。実際、一部の地方公共団体では、市民の生涯学習の推進のための計画、生涯学習推進計画というものですが、そういったものの策定に当たりまして、市民を対象に社会教育施設が社会教育サービスを利用した場合の満足度について調査を行いまして、その結果に基づき、当該計画の中で目標とする生涯学習活動に関する満足度を設定している例もみられるということです。

その関係については、本日の席上配布資料1に、どのような調査を行って、計画の中でどのような指標設定をしているかということ、抜粋でお配りしているところですが、そういった例もあるということです。

これらを踏まえまして、本件については、2点ほど検討する必要があるのではないかと考えているところです。具体には、審査メモ57ページの中段の「論点」に記載してありま

すとおりの、1点目として、国が社会教育施設の利用者側の状況を現在以上に把握する必要性について、どのように考えるべきか。把握した結果については、今後の社会教育施設の検討や展開に有用な情報となる可能性があるかどうか。

2点目として、国が把握する必要がある場合、どのような情報を把握することが適当か。また、本調査の中で把握すべきか、それとも別途の統計調査等で把握することが適当かという、2点です。

私からの説明は以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から、審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

出澤文部科学省政策課教育分析官 一部において、斬新な取組が行われているというお話ですが、回答は6ページです。社会教育調査において、社会教育施設の利用者側の状況を現在以上に把握するためには、各施設がそのような情報を把握しているのか、把握できるのかという問題があるものと考えています。

施設利用者の年齢については、生涯学習に対する住民ニーズは、年齢層によって多種多様であることが想定されるため、文部科学省としても、開設されている学級・講座の内容と受講者の年代別の関係を把握する意味はあるものと考えております。27年度社会教育調査と並行して、学級・講座の受講者の年齢をどの程度把握可能か、アンケート調査を実施する予定であり、その結果を踏まえて検討したいと考えています。

また、社会教育調査以外の調査として、先ほど紹介がありました、内閣府の「生涯学習に関する世論調査」が実施されております。次回、世論調査において、社会教育施設の利用状況等の項目の追加を、内閣府に要望していきたいと考えております。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

1点目なのですが、学級・講座の受講者の年齢をどの程度把握可能か、まずアンケート調査を実施したいということなのですが、理解できないところは、アンケートを実施するまでもなくて、年齢を把握するということであれば、年齢を把握するための質問項目だけ、簡単なものをつくって、情報収集すれば良いだけです。つまりわざわざお金と時間をかけて、アンケートをする必要があるのかと思ったのですが、私は誤解していますか。

出澤文部科学省政策課教育分析官 すみません。説明不足かもしれません。アンケートは、いわゆる社会教育施設に対してということで、利用者全員ということではありません。それぞれの施設で、いろいろな経緯から詳しく押さえているところもあれば、個人情報ということもあって、おおよそのものしか押さえていない施設などいろいろありますので、その辺りの状況がどうなのか、統計調査を記入する側から見て、どこまで情報を持っていますかといったところを聞いてみたいと思っております。

白波瀬部会長 情報を持っていますかではなくて、情報が必要だから入れましょうかという議論ではないかと理解しました。おっしゃるとおり、利用者が何歳から何歳までということ、もう一つの手間にはなってくるのですが、年齢としても、情報収集をしましょうということであれば、それなりの設定を、今、分かるところと分からないところが実際あってということ把握するまでもなく、質問項目としては入れるべきだと思います。それが施設レベルの情報だということも、よく分かっているのですが、違いますか。

鈴木専門委員 そのこのところが問題で、例えば図書館で本を借りる人に、個人を特定した情報を出せますかということ、出せないのです。こういう本を何歳の男性が読んでいる、こいつは危ない奴だなど、そういう問題は図書館としてあるわけです。博物館あるいは公民館の講座などでもあるわけです。ですから、成人向けの講座、青少年向けの講座、女性向けの講座など、そのような形で、自治体で事業を実施するときに、年齢までは把握していないと思います。

白波瀬部会長 津谷委員、どうぞ。

津谷委員 お二人がおっしゃっていることは、ある意味別のことのように思います。

部会長がおっしゃったことは、例えば実際にどのような情報を持っているのかを、まず施設側に調査したい。そしてそれが文部科学省の方針であるという御説明を受けたのですが、情報を持っていようが、持っていまいが、公的施設を利用する人は、何らかの利用届を出す場合があれば、そのときに性別だけではなく、その他の情報も尋ねることができるのではないのでしょうか。例えば、年齢を尋ねる際には、簡潔な形で良いと思うのですが、利用者カードに年齢区分の選択肢を示しておいて、自分の年齢の該当する区分をチェックさせたらどうかということも考えられると思います。

鈴木専門委員の御発言の主旨は、例えば図書館などで年齢などを尋ねると、子供が成人向けのものを借りていたり、逆に成人が子供向けのものを借りたりすることが分かってしまうので、そのように個人が特定されるとまずいということですか。

鈴木専門委員 それは、社会教育や生涯学習における基本の「き」のところですか。図書館はそういうことはやらない。図書館の司書が、個人が特定されるようなことをやれば、全部拒絶されると思います。

津谷委員 図書館などは利用者カードを作っていないから、把握ができないということですか。

鈴木専門委員 借りるときには、ある程度のことを書かせたり、様々あるわけですが、基本的に個人の情報については、極めて慎重であるということです。学級・講座、公民館でやるものについても、何歳という年齢まで把握しているか、していないか。それは個別の図書館や公民館などのこれまでの経緯によると思うので、その状況を把握してみようということだと思います。

津谷委員 ただ、そのような情報を基に集計をするわけですから、個人としての情報を出すわけではありません。例えば500人以上いる団体の名簿のようなものは、個人情報保護

法の対象になっています。ただ、ここで問題になっているのは、そういうことではなく、利用者の基本的属性の情報として、例えばこの施設の昨年の利用者は、男女別に何人くらいだったのかというような基本的な情報が収集できれば良いということですね。

鈴木専門委員 それが集めるかどうかということですね。私が何で代弁しなければいけないのかわかりませんが、できるかどうかを取っているところがあるかどうかということを見てみようということだと思います。

白波瀬部会長 そうなのですが、アンケート調査というと、お金も時間も掛かるわけですね。それならば、実際に実施しているところから情報を収集して、そこでこういうものかということ、話を前に進めた方が良いと思います。しかし、鈴木専門委員がおっしゃっているように、施設の内容によって、個人情報に非常に敏感なところもあると思うのですが、今、津谷委員もおっしゃったように、これは何歳の子がどのような本を読んでいますかということを行っているわけではなくて、つまり、誰が入ってきていますかということですね。確かにある市では、高齢者の利用が増えていますと言っているところがあるので、そこは年齢構成をどこかで把握しているはずなのです。

鈴木専門委員 かなり大ざっぱに把握していると思います。

白波瀬部会長 大ざっぱで良いのです。何歳とピンポイントではなくて、そこは、20代、30代でもOKだと思います。

どうぞ。

林文部科学省政策課調査統計企画室専門官 私どもは、東京都内の公民館、2、3館ほど、あらかじめ公民館で実施している学級・講座の年齢層をどの程度把握しているかということヒアリングしてみたのですが、押さえていないところが多いということと、仮に押さえていたとしても、個別の特定の講座だけ押さえています。講師の方が気にしていたので、押さえていますというところがあったということで、私どもも現時点で社会教育施設が実施する学級・講座が、どの程度年齢層を把握しているのかということ、実態として把握できていないということもあります。ですので、公民館の8割ぐらいは押さえることができているのか、それとも1割ぐらしか押さえることができているのか。8割ぐら押さえることができているということであれば、統計的にもある程度意味のある数字が出てくるかと思うのですが、そこをまず把握せずに、いきなり基幹統計調査の調査項目として盛り込むことは、若干危険だということで、まずはアンケート調査をさせていただいて、その結果を踏まえて、次回の社会教育調査の調査項目の項目立てとするのが、安全なのではないかと考えております。

白波瀬部会長 黒澤委員、どうぞ。

黒澤委員 いわゆる生涯教育と職業教育というものは、違うところも若干あるとはいえ、同じように教育という観点で考えた場合、公共職業訓練機関においては、情報として、年齢は必ず収集しています。例えば業務統計のレベルで、それぞれのクラスにおける履修者の平均年齢というものは、必ず提出しなければいけないことになっていると思うのですが、

そのような観点から考えて、今まで参加者の年齢さえも把握していなかったということ自体を疑問に思います。

白波瀬部会長 どうぞ。

津谷委員 関連する事ですが、文部科学省の姿勢は、今、どのようなことを行っているかを調べたいということかと思えます。つまり、余り無理しない形で、社会教育施設が現在行っている教育の内容を尊重して、それについてある程度情報があるようだったら、それを把握しても良いのではないかということではないかと思えます。しかし、これは公金を使って実施している事業です。ですから、社会教育施設がどのように使われているのかということについての情報を収集し提供する必要があるのではないのでしょうか。財務情報を報告するためには、経理的な素養も必要ですし、そのためにわざわざ人を雇ってやることも難しい場合が多いのではないかと思えます。いろいろな基準ができて、きちんとした財務情報を短期間で作成することは現実的に難しいと思うのですが、利用者があるわけですから、現状から考えてできるかどうかではなく、年齢の把握をやりなさいとすれば良いのではないかと思えます。いきなり調査したら、情報はありませんと言われてしまいます。しかし、先ほど鈴木専門委員のお話によると、図書館などでは、借りる人の基本的属性については、利用者カードの情報から、ある程度分かるということでした。

鈴木専門委員 ですが、それは出さない情報です。

津谷委員 それは分かります。ただ、個人情報としてではなく、集計すれば良いわけです。性・年齢別に集計すれば良いだけです。何らかの形で利用者の情報を収集する場合、年齢は非常に重要な基本的属性です。場合にもよると思えますが、性別と年齢は基本的属性として重要であるという視点を持っていけば良いのではないかと思えます。リアクティブではなく、プロアクティブに基本的情報を収集するという視点を持つことが必要です。「積極的」という言葉が何度も出ていますが、やるべきではないかという御指摘ではないかと思えます。私は基本的にそれに賛成です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

金子調査官からどうぞ。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 私どもが持っている情報をお話したいと思えますが、まず施設側がどの程度情報を持っているか、それを出せるかということは、私どもも、先週、都内の図書館、公民館へ行きました。公民館の場合、個人は別として、団体などで申込みになると、団体の氏名、代表者の氏名、緊急連絡先など、その程度しか分からないという話ですし、図書館については、貸出カードがあるので、情報はありますが、私もなかなか理解しにくい部分もあるのですが、鈴木専門委員が言われるように、一種その世界の常識というか、感覚みたいなものがあって、個人情報というか、そのような情報の取扱いは、センシティブなところがあることは事実です。

そういったことで、保有情報が扱えないとすれば、仮に施設利用者に調査を行おうというパターンで、例えば既存の調査で、これは厚生労働省の一般統計調査ですが、受療行動

調査という調査がありまして、これは病院や医療機関を通じて、そこを利用した患者に調査票を配って、書いてもらうというパターンなのですが、実際そのようにして把握している例はあるのですが、これは施設の協力を得るということで、施設側の負担もありますし、なかなか簡単にはいかないところがあります。

そうすると、もはや一般的な形で調査をかけるしかないと思うのですが、これもまたまた文部科学省が行っている委託研究で、「社会教育施設の利用者アンケート等による効果的社會教育施設形成に関する調査研究」というものがあります。鈴木専門委員もその検討委員会に加わっておられたので、よく御存じかと思うのですが、これは調査自体がウェブ調査なのです。全国で1,000人強ぐらいに対して、委託研究で実施しているものなのです。地域を大都市群、中小規模都市群、農山漁村群に分けています。これは人口規模なのですが、大都市群は30万人以上で、中小が3万人以上で、農山漁村は3万人未満といったように、このような形で、ある種サンプル設定をして、ウェブ調査で調査をかけています。これでかなり詳細な情報を取っています。

学習活動を行っているとするれば、どのようなことを行っている、場所はどこで行っている、方法はどうしているか、お金はどの程度かけているかなど、かなり詳細な情報を取って、それを基に、例えば学習内容別にどのような年代が多い、どのような年代がどの施設を利用しているなど、かなりいろいろな情報を調べているパターンがあります。だから、1つの方法としては、こういう形のを拡大してといいますか、社会教育施設調査の中で行うことは難しいとしても、通常の一般統計調査の形で、これに類するような調査を行うということで、全てが利用者とは限りませんが、ある程度の利用者がキャッチできる、その辺りの状況がいろいろと分かる可能性は、あるのではないかと考えております。

以上です。

白波瀬部会長 鈴木専門委員、何かありますか。

鈴木専門委員 特段ございません。

白波瀬部会長 文部科学省、どうぞ。

出澤文部科学省政策課教育分析官 私どもの回答に書いていますが、年齢等が収集できれば、極めて有用だと思っています。それが1点お伝えしておきたいことです。

それから、全く年代別に把握していないかということ、既存の調査でも、学級・講座等を、青少年向け、成人向け、女性向け、高齢者向けといった区分により、把握できるようなところは把握してきています。それだけ御説明させていただきます。

白波瀬部会長 分かりました。

津谷委員、どうぞ。

津谷委員 これは答申に対する回答ということで、審査メモのところに書かれている施設利用者、つまりソフト面についての情報です。ソフト面の情報を収集する場合、施設利用者、つまりサービスの需要者側に、世論調査のような形で、直接アンケート調査をやるということも考えられますが、これは社会教育調査で、サービスの供給側を対象とした調

査です。社会教育施設を対象とした調査ですから、供給したサービスについての利用者の満足度については、施設側が利用者に聞かなければいけないわけで、これについてはアンケート調査になってしまうわけです。そこで、ある事業を実施したときに、参加者にその事業に関する満足度を報告してくださいとお願いすることは難しいことはよく分かります。ただ、クロス集計する場合に、サービスの供給側の情報はあるわけですから、サービスを受けた側の情報を収集して、それとクロス集計をする。利用者側は、施設側がどのようになっているかなんて分かりません。何人スタッフがいて、その人たちがどのような仕事をしているかといったようなことは全く分からないわけですから、施設側と利用者側の情報をブリッジする必要があります。当然そこには限界がありますが、施設側から、利用者についての情報もできる限り収集してくださいという答申の趣旨であると理解しております。

利用者の意識や満足度については、恐らく別の調査をしなければいけないと思うのですが、社会教育調査の範囲内で利用者についての情報を余り無理のない範囲で収集することは重要です。現状を維持するだけでは、社会の変化を適切に反映できなくなってしまいます。ソフトについての情報も施設の側から収集することによって、サービスの向上にもつながるし、社会教育行政の向上にもつながりますので、この調査のデータの有用性が上がるということを考えると、ただ検討して終わりではなく、どこまでそれができるのかということをも前向きに検討していただきたいという趣旨であると思います。

出澤文部科学省政策課教育分析官 前向きの趣旨です。

白波瀬部会長 前向きにということ、実際にどれだけできるのか。施設側からということ、いろいろな意味で大変だと思うのですが、この時点では、利用者側のもう少し細かな情報を何とかして収集できないかということ、現時点でどれだけの情報が収集されているかということ、これを収集するというのが、アンケート調査の意味・目的です。この辺りは、今、金子調査官から出していただいた調査研究も、個人からのアプローチですので、これを利用することは、なかなか難しいということがありますから、施設側がどれだけ入れ込めるかということ、確かに難しいところはあると思います。

本件についての議論は、ここで区切らせていただきます。「今後の課題」のところ、施設の評価について、スタッフがどれだけ充実しているか、どれだけ利用者がいるかということは、恐らく不可欠の要素になってきますので、それも含めて、もう一度、論点については戻るような形になるかもしれませんが、この時点では、区切りとさせていただきます。

それでは、次に進みたいと思います。審査メモの59ページ「エ 学習内容の分類に関する概念の明確化、重複の整理、簡素化等」について、総務省の金子調査官から説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、御説明させていただきます。

前回答申等で、「今後の課題」として指摘された事項の3点目ということで「エ 学習

内容の分類に関する概念の明確化、重複の整理、簡素化等」についてです。審査メモの59ページです。

これについても、少し過去の状況を申し上げますと、社会教育施設等が実施する学級・講座の学習内容別区分につきましては、平成17年度調査までは10分類とされておりましたが、平成17年度調査に係る統計審議会答申の「今後の課題」で、調査の企画・設計についての検討の必要が指摘されまして、これを受けた見直しの一環として、事業内容及び利用状況を詳細に把握するという事で、平成20年度調査から、現行の8つの大分類、78の小分類へと変更されたところです。

これについて、前回答申では、その分類が報告者共通の認識の下に記入できるものとなるよう、また、他の同種の分類との比較を行うことができるよう、より標準的で記入しやすい分類とすることが望ましいということで、20年度調査以降の調査結果等を踏まえて、所要の改正を行うこととされたところです。

そもそも社会教育の内容を分類したものは、昭和46年の社会教育審議会答申、「急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方について」という答申ですが、その中で、今後、拡充を図っていく必要がある社会教育の内容が掲げられておりました、記載のとおり、
～ です。教養の向上、情操の陶冶に資する教育等、6つの分野なのですが、このようなものが挙げられております。

こういったものを踏まえまして、本調査においては、昭和50年度調査以降、おおむねこれらの分類に基づいた区分で、学級・講座等の実施状況の内容別の把握が継続的に行われてきました。

しかし、先ほど御説明したような経緯から、平成20年度調査から現行の分類に変更されまして、従前からの区分は、大分類に位置付けられて、その下に文部科学省が実施しました、「公民館における学級・講座等に関する調査研究報告書」において使用された分類などを参考と致しまして、大分類を更に細分化した小分類を設けたところです。

審査メモの60ページにいていただきまして、先ほど御説明したとおり、前回答申において「今後の課題」として、学習内容の分類に関する概念の明確化、重複の整理、簡素化等といった指摘を受けたことから、文部科学省は、データ集積部会において、学習内容の分類に関する概念の整理、あるいはこれまで本調査で用いてきた78の小分類の組替え方法について検討し、人文系、社会系、自然系等といった学習内容に着目した大分類ごとに整理する案を作成したところです。

これは審査メモの65ページに2つ表がありますが、右側の表で後で出てきますが、国際比較組替え集計用分類案という、これが正にそれなのですが、そういったものを作成したわけですが、ただ、文部科学省としては、分類を組み替えることにより、データの経年変化を追うことが難しくなる。とりわけ平成23年に発生した東日本大震災の前後の学級・講座等の実施状況の比較を行うことが困難になるといったことで、とりあえず今回の27年度調査については、現行の8つの大分類、78の小分類を維持したいとしております。

なお、学習内容の分類に関しましては、前回答申の「今後の課題」で指摘された、国際比較の可能性については、現行の分類でも、先ほど見ていただいた65ページの組替え集計用分類案のとおり、本調査により得られたデータを小分類レベルで組み替えることにより、国際連合教育科学文化機関、いわゆるUNESCOにおける国際標準教育分類に準拠して作成された統計との比較は可能ということです。

こうした文部科学省の対応に対する私どもの審査結果ということで、審査メモの61ページを御覧いただければと思いますが、本調査における学習内容の分類に関する概念は、先ほど御説明しました、昭和46年の社会教育審議会の答申における整理を基礎として作られたものでございまして、「に資する教育」等と記載されているように、これは認識の問題かもしれませんが、主として、学習目的に応じたものになっているのではないかと考えております。このため、学習内容別区分コード表は、学習目的別の分野に沿って、個別の細分類である学習内容を配列する構成になっている。ただ、学習目的というものは、学習内容に対する報告者側の意図・目的といった意識により変動し得るものと考えられるため、報告者の意識によって、報告内容が異なるといったことがないように、先ほど御説明しました国際標準教育分類における学習内容の分類の構成も参考としつつ、学習内容の分類に関する概念の明確化を図ることが有用ではないかと考えられるところです。

また、現行の78分類による学級・講座等の実施状況の内容別の把握については、平成20年度及び平成23年度の2回にわたりまして、調査が行われているわけですが、これらの調査結果を見ると、席上配布資料2を御覧いただきたいのですが、その中には出現頻度が極めて少ない区分がみられる。例えば職業知識・技術の向上の分野など、その中では、実施件数が1桁といった非常に少ないものもみられるということで、報告者負担の軽減といったことから、分類の簡素化を図ることを検討する余地があるのではないかと考えられるところです。

さらに、23年度調査結果を見ますと、学級・講座の実施件数、全体で37万件余りあるわけですが、その中で、その他に区分されるもの、全体のその他と各区分の中のその他、全部を合算すると、約1割あるのですが、そういったものもあるということです。一方で、分類の細分化を検討する余地もあるのではないかと考えられるところです。

これらの点を踏まえまして、本件については、3点検討する必要があるのではないかと考えております。

具体的には、審査メモの61ページの下から62ページにかけての「論点」に記載しておりますが、1点目としまして、現行の学習内容別区分コード表の分野については、例えば教養の向上、職業知識・技術の向上といったように、学習目的に応じた分類になっているものは、学習内容に応じた分類に見直す必要はないのかどうか。

2点目は、審査メモの62ページの冒頭ですが、先ほど御紹介したような出現頻度が極めて少ない分類は、負担軽減という観点から、他の分類との整理・統合などの簡素化を図る必要はないか。

3点目は、これも先ほど触れた、これまでの調査の結果、その他に分類されているもので、出現頻度が高いと考えられるようなものについて、細分化を図る必要があるものはないかということです。

御説明は以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から、審査メモに示されました、確認事項に対する回答をお願いいたします。

出澤文部科学省政策課教育分析官 7ページの中ほど「エ」です。

こちらは一番最後、17ページに「学習内容の区分の変更経緯」ということで、変遷的なものを付けておりますので、そちらも参考にさせていただきたいと思います。

現行の学習内容の分類のうち分野については、昭和46年社会教育審議会答申において、今後、拡充を図っていく必要がある社会教育の内容として掲げられたものですので、私どもとしては、分野も学習目的ではなく、学習内容による分類だと認識しております。

また、現行の学習内容分類は、20年度から新たに小区分を設けたところですが、2回しか実施していない。それから、大きなところで、東日本大震災の前後の変動を捕捉したいと強く思っていて、前々回、前回と同様の分類で実施することが適切であると考えています。

なおということで、時代の変遷に応じた分類内容の見直しは、当然必要である。それはそれで十分に認識しておりますので、今回行う先ほどの学級・講座の年齢等を施設に対して聞く際に、学習内容の分類についても、聞いてみたいと思っています。

最後の17ページですが、一番のスタートが昭和46年の答申を受けて、昭和50年ということです。これはいずれも「資するもの」となっております。その次の昭和56年から、「資するもの」が消えたというか、簡略化するためかもしれませんが、消えたものですから、これが目的と思われるかもしれませんが、私どもは内容だと思っています。

あと、補足なのですが、件数の多寡の御指摘が総務省からありますが、社会教育というものは、社会教育法に規定してあるのですが、個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育ということで、個人の要望だけではなくて、社会の要請に応えるというミッションも負っております。

例えば今、裁判員制度というものが、小区分の中にありますが、裁判員制度の新しい法律ができた時期は、平成16年5月で、裁判員制度が始まったのが21年5月なのです。そういう社会の要請の部分もあるということで、一律に件数の多寡、個人の要望や利用者数だけの数で判断することは、本来の趣旨には沿わないということ、付け加えさせていただきます。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

カテゴリーを見直すということは、大変でございまして、時代の経過もあって、確かに目的と内容をきれいに区別できれば良いのですが、時代とともに担当者の理解もあったりして、ぶれることもありますので、そこは難しいと思います。

確認です。最後のところは、アンケートで確認とおっしゃっているのですが、それはどのようなことですか。

出澤文部科学省政策課教育分析官 アンケートという言葉ではなくて、施設側に対する現状調査です。

白波瀬部会長 現状を挙げてくるということですね。

出澤文部科学省政策課教育分析官 はい。そのように言葉を変更させてください。

白波瀬部会長 分かりました。

津谷委員、どうぞ。

津谷委員 確認ですが、学習目的ではなく、学習内容だろうと思います。平成20年に小分類が出されて、平成23年に調査を実施した。東日本大震災は平成23年3月に起こっていますので、ちょうど震災を挟んで前と後ということで、平成27年調査では、もう一度この分類を使ってやりたいという御趣旨だと思います。ただ、いずれは、国際比較組替え集計用分類案に移行していくおつもりというか、いかなければいけないのですよね。ここで次回調査と言っているものは、平成27年度調査の次の調査です。本来平成26年に実施するつもりだったものが、1年延びたので、その次の調査は平成30年ということですか。そこでは国際比較組替え集計用分類に移行するというお心積もりなのか、それとももう少し聞き取り調査その他の手段で情報を収集して、その情報をもとに決めていきたいということなのでしょう。

出澤文部科学省政策課教育分析官 国際分類の方は、現在、正式な学校教育以外のところでは、共通的なものがない状態のものです。そのニーズなど、動きも具体に出てきておりませんので、それが具体化した段階でどうするか。

今の総務省の資料の65ページについていますが、例えば分野ごとに置き換えた場合、このようなパーツの組替えで対応できるということで、そちらの方は、しばらく様子を見ようと思います。

津谷委員 どのようなものに変更なさろうというのでしょうか。

白波瀬部会長 現時点で方向性はありますか。

津谷委員 今回の御回答の資料の17ページに示されている学習内容の区分の変更経緯は、とても分かりやすいです。ここから、平成20年と平成23年についてはよく分かりましたが、今後変更する際に、何か方向性があるのでしょうか。

出澤文部科学省政策課教育分析官 これは正に聞いてみないと分からないのですが、やはり大震災の後、地域のまとまりなどというところも重視されています。項目としては入っているという理解なのですが、今、こういうように、もう少し分けた方が良いのではないかという声もあり得るなど、あるいは国際化の関係などで、意見があるのかというのが、

現在の想定です。

白波瀬部会長 黒澤委員、どうぞ。

黒澤委員 審査メモの65ページやこの「論点」にもありますが、「その他」はかなり大きい数字の部分があるので、その辺りの細分化は、ヒアリングなどを通じて、より集中的に実施してくださるといった方向性も、こちらのところに書いていただけると良いと思いました。

出澤文部科学省政策課教育分析官 含まれます。

白波瀬部会長 現時点では、整理あるいは改善していくという方向性ですね。

出澤文部科学省政策課教育分析官 はい。

白波瀬部会長 分かりました。

それでは、そういう方向で、お願いします。

金子調査官、お願いします。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 細分化はそのとおりだと思うのですが、一方で、先ほど非常に件数が少ないものがあるとうございました。これは文部科学省から、社会の要請に応えるという部分もあるので、一概に件数だけでは判断できないというお話もございましたが、実際に私どもが先週お伺いした公民館の館長のお話によると、大変申し訳ないですが、この調査は少しタイムラグがある。いわゆる継続的に行っているものは別ですが、ある種アドホックな、裁判員制度など、そういうものは、少し遅い。そういうものを見て、講座や教室の企画を考えるという意味での使い方はしていない。たまたまその公民館がそうだったかもしれませんが、そういうことを言っておりました。

出澤文部科学省政策課教育分析官 1点だけ、その施設はそういう御意見だったと思います。これは難しいところでして、経年比較との関係で、どこまでどうするかといったことも考えなければいけないということと、一言、先ほど申し上げたような、社会の要請というミッションも合わせている社会教育である、そこだけ御理解いただきたいと思えます。

白波瀬部会長 分かりました。

時代の要請自体が日進月歩ですので、同時進行で対応することは、難しいと思うのですが、恐らく今の金子調査官の御意見は、人数が少ないからといって、残さなければいけない社会の位置付けがあるということですが、ラグもあるということなので、それも含めまして、恐らく文部科学省は、現状の実態をとにかく把握して、カテゴリーの整理を行うということですので、そういう形で御検討していただいて、現時点では御提案を受ける、了承するという形にしたいと思えます。

矢口専門委員、どうぞ。

矢口専門委員 文部科学省へのエールになるかもしれないのですが、日本の社会教育は、欧米等を中心とした成人教育、生涯学習とかなり違っているように思います。欧米は職業教育ベースですし、学問の枠組みは、学校教育の枠組みがそのまま使われている。それに

対して、より成人教育的、より社会教育的な日本の現状を、逆にそれに合わせて、国際的な組替えを進めようという機運が出るぐらい、先行するような意欲を持って調査をしてほしいと思います。

白波瀬部会長 金子調査官、どうぞ。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 国際的なことについて、今、お話があったので、関連して申し上げますと、確かに北欧やヨーロッパは、おっしゃるように、職業教育的なものにウェイトが移行しつつある。これは事実です。

ただ、一方、中国、韓国、東南アジア、こういったところは、日本の公民館制度なりをまねてというか、勉強して、取り入れようという形で、そういう動きがあります。ですから、そういう国との国際比較という観点から意味があると感じるところがあります。

白波瀬部会長 分かりました。ありがとうございます。

議論は尽きませんが、1時間延長させていただきましたが、もうへとへとですので、この辺りで、今日は終わりにさせていただきたいと思います。長時間にわたって、皆様、精力的な御議論、御意見を頂きまして、大変感謝申し上げます。

幾つか宿題がまた出ましたので、これらにつきましては、文部科学省から、次回部会において、回答をお願いしたいと思います。

また、次回の部会では、本日の審議予定事項で積み残しになりました部分と答申案などについて、審議を行うこととしております。

それでは、次の部会について、事務局から連絡をお願いいたします。

宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会につきましては、冒頭、部会長から御説明がありましたとおり、当初予定しておりました12月22日ではなく、当初予備日として設定しておりました、明年1月9日金曜日の14時から、本日と同じこちらの会議室で開催となりますので、よろしくをお願いいたします。

今回は、本日の審議予定事項で積み残しになった部分や答申案について、御審議いただきたいと考えております。

答申案につきましては、本日までの部会審議の結果を踏まえて、部会長の御指示を仰ぎながら、総務省統計審査官室で作成いたします。作成した答申案は、委員・専門委員の皆様事前にメールでお送りしたいと考えております。

それから、本日お配りしている資料ですが、前回同様、委員・専門委員の皆様におかれましては、必要なもののみお持ち帰りになり、その他はそのまま机の上に残しておいていただいて結構です。私どもで保管いたしまして、次回部会の席上に御用意いたします。

なお、お持ち帰りいただいた資料は、必ず次回の部会に御持参願います。よろしくお願いいたします。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございました。

次回の部会は、新年という、何とも言えない感じなのですが、次回御参集の程、お願い

いたします。

部会の議事概要につきましては、事務局からメールにて御照会いたしますので、お忙しいと思いますが、御対応の方、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会は終了と致します。今日は、長い時間にわたって、御審議ありがとうございました。以上です。